

使用者の手引き

A. 序文

日本	分類：全般 論拠： 日本は、陸生コードの性質及び実務上の活用方法を明確化する使用者の手引きセクションAの改正案を支持し、評価する。これには、義務的な通報要件と、各加盟国の個別の状況に応じて適用することができるその他の推奨事項との区別の明確化が含まれる。日本は、これらの改正により、獣医当局及び関係者にとって、使用者の手引きの明確性、実用性及び有用性が向上すると考える。
----	---

- 1) WOAH 陸生動物衛生コード（以下「陸生コード」という。）は、世界における陸生動物の衛生及びウェルフェア並びに獣医公衆衛生の向上を目的とした基準を定めるものである。本手引きの目的は、WOAH 加盟国の獣医当局に対し、陸生コードの使用方法について助言することである。
- 2) 獣医当局は、陸生コードの基準を用いて、特に、陸生動物（すなわち哺乳類、鳥類、爬虫類及びミツバチ）における人獣共通感染症を含む病原体の早期発見、国内報告、通報、管理又は清浄化のための措置を計画及び実施整備し、動物及び動物製品を含む物品の国際貿易を通じた当該病原体のまん延を防止すべきである。その際、貿易に対する不当な衛生上の障壁を回避する必要がある。これらの措置には、国、地域、コンパートメント又は群／群れに適用される動物衛生ステータスの確立及び認定が含まれ得る。
- 3) WOAH 陸生動物の診断検査及びワクチンに関するマニュアル（以下「陸生マニュアル」という。）は、陸生コードと併せて読まれるべき参考文書である。同マニュアルは、関連疾病に関する詳細な疫学的情報に加え、診断及びワクチンに関する技術基準を提供している。
- 4) 掲載疾病及び新興疾病の通報並びにこれらに関連して講じられた措置の通報は、加盟国にとって義務的要件である。その他の推奨事項については、動物生産、動物衛生状況、国内規則など、各加盟国の個別の状況に応じて適用することができる。
- 5) 陸生コードに記載されている掲載疾病及び新興疾病の通報のみが義務であるため、「shall（しなければならない）」という用語が用いられている。一方で、WOAH への加盟は、その基準を適用する一般的なコミットメントを意味するため、「should（すべきである）」という用語が用いられている。
- 6) 陸生コードの基準は、実施されるべき推奨事項を示すものであるが、具体的な実施手順を規定するものではない。すなわち、これらの基準は、国内法令、規則又はその他の公的文書に適合させ、組み込まれるべきものであり、それにより、獣医当局及びその他の所管当局が予防及び管理措置を策定するための基礎を提供する。実際には、国際基準が国内法制にどのよ

うに取り入れられるかは、各加盟国の法制度、疾病ステータス及び能力によって異なり、その結果、加盟国間で多様な実施方法が存在している。

- 7) 陸生コードは、加盟国に対し、不可欠な衛生情報及び技術的指針を提供する基準を示している。これには、国際獣医証明書に反映される、科学に基づく輸入要件の協議及び合意のための基準も含まれる。陸生コードのすべての部は、物品の安全な貿易を支援し、世界的な動物衛生及びアニマルウェルフェアの向上に資するため、一体として機能している。
- 8) 加盟国は、陸生コードの個別の基準において勧告されている措置とは異なる措置を適用することができる。国際貿易に関する衛生措置については、WTOの衛生植物検疫措置に関する協定（SPS 協定）で認められているとおり、そのような措置は科学的に正当化されるべきである。陸生コードは、これを支援するためのリスク分析の方法論を提供している。
- 39) WOAH 基準は、最新の科学的及び技術的根拠情報に基づく推奨事項から成る。これらが適切に適用される場合、物品の生産及び貿易並びに動物の利用を伴う活動において、動物衛生及びウェルフェア並びに獣医公衆衛生を保護する。
- 410) 特定の病原体、サーベイランス戦略、動物衛生ステータス又は物品の貿易に関する章、条又は具体的な推奨事項が存在しないことは、獣医当局が適切な衛生措置を適用することを妨げるものではない。ただし、その措置は、陸生コードに従って実施されたリスク分析に基づくものでなければならない。
- 511) 各章の末尾には、当該章が最初に採択された年及び最後に改正された年が記載されている。
- 612) 陸生コードの全文は WOA H ウェブサイトで入手可能であり、各章は以下からダウンロードすることができる：<https://www.woah.org/>。また、陸生コードの特定の側面の適用に関連する追加のガイドラインも、WOAH ウェブサイトで入手可能な場合がある。

B. 陸生コードの内容

- 1) 陸生コードの目的上、複数の章で使用され、正確な解釈を必要とする主要な用語及び表現については、一般的な辞書上の定義では十分でないと判断される場合、用語集において定義されている。読者は、陸生コードを読み、使用する際には、用語集に示された定義に留意すべきである。定義された用語は、章又は条の表題を除き、斜体で表示されている。陸生コードのオンライン版では、ハイパーリンクにより該当する定義に移動できる。陸生コードにおいて、「or」という用語は、「either」が前に置かれている場合を除き、包括的な意味で用いられ、一方、他方又はその両方を意味する。
- 1bis) 「陸生コードの目的上（for the purposes of the Terrestrial Code）」という表現は、用語集の冒頭を含め、疾病又はその発生（症例）、その他関連用語が定義されている章など、陸生コード全体を通じて用いられている。これは、当該用語が、特に通報のために、陸生コード全体において定義どおりに使用されるべきであることを意味する。
- 2) 「検討中（under study）」という用語は、まれに、ある条又は条の一部に関して用いられている。これは、当該部分の本文が総会により採択されておらず、したがって当該規定が陸生

コードの一部ではないことを意味する。一方で、当該部分については、改正又は削除されるまで、引き続き特定の作業の対象となる。

- 3) 第 1 部各章の基準は、疾病、感染及び寄生の診断、サーベイランス及び通報のための措置を実施することを目的としている。これらの基準には、WOAH への通報手続並びに国、地域又はコンパートメントの動物衛生ステータスの認定の手続が含まれる。したがって、第 1 部は、リスト疾病に係る各国の動物衛生ステータスについて、WOAH への通報を通じて貿易相手国に透明性を提供するものである。これは、リスクに基づく輸入要件を設定するための基本的な基礎情報である。
- 4) 第 2 部各章の基準は、特に、特定の病原体又は物品に関する WOAH の推奨事項が存在せず、衛生要件及び証明の参考とすべき情報がない場合に、輸入国が輸入リスク分析を実施する際の指針となることを目的としている。輸入国はまた、既存の WOAH 基準とは異なるよりも厳格な輸入措置を正当化するためにも、これらの基準を用いるべきである。第 2 部は、安全物品の基準に関する原則及び指針も提供している。
- 5) 第 3 部各章の基準は、獣医サービスの設置、維持及び強化評価、並びに獣医法制及びコミュニケーションを含むその品質の評価を目的としている。これらの基準は、加盟国の獣医サービス及び獣医当局が、陸生動物の衛生及びウェルフェア並びに獣医公衆衛生の向上という目的を達成することを支援するためのものである。また、加盟国が、自国の動物衛生ステータス、国際獣医証明書を発行する能力、輸入要件を満たす関連能力、及び貿易のための運用上の保証を提供する能力に対する信頼を確立し、維持するためのものであることも支援する。
- 6) 第 4 部各章の基準は、加盟国の領域内における病原体の予防及び管理のための措置を実施することを目的としている。本部の措置には、特に、動物の個体識別、トレーサビリティ、ゾーニング、コンパートメント化、死亡動物の処理、消毒、駆虫、バイオセキュリティ、及び一般的な衛生上の予防的措置、ワクチン接種及び疾病の公的管理プログラムが含まれる。一部の章では、動物の精液及び受精卵の採取及び処理に適用される特定の衛生措置を扱っている。第 4 部の基準は、安全な貿易に関するものを含め、詳細な情報及び能力を反映している。
- 7) 第 5 部各章の基準は、国際貿易に関する一般的な衛生措置を実施することを目的としている。これらは、獣医証明書並びに輸出国、通過国及び輸入国による貿易過程の各段階に適用される措置を扱っている。また、加盟国が二国間で合意された衛生措置及び国際獣医証明書について協議し、確立するための推奨事項、並びに衛生措置の同等性を定義するための推奨事項も含まれる。国際貿易における一貫した文書作成を容易にするため、各種の獣医証明書の様式例が提供されている。
- 8) 第 6 部各章の基準は、動物の生産及び加工システムにおける予防的措置の実施を目的としており、いる。これらの措置は、加盟国が獣医公衆衛生上の目的を達成することを支援するためのものである。これには、生前及び死後検査、飼料中の危害要因の管理、動物生産段階におけるバイオセキュリティ、並びに動物における薬剤耐性の管理が含まれる。第 6 部の基準

はまた、ヒト以外の霊長類及び食品・飼料などのその他の物品の国際貿易に適用され得る推奨事項も提供している。

- 9) 第 7 部各章の基準は、アニマルウェルフェアの措置の実施を目的としている。これらの基準は、動物の生産、輸送、と畜又は殺処分に加え、野犬の個体数管理、使役馬、並びに研究及び教育における動物の使用に関するアニマルウェルフェア上の側面を対象としている。一部の推奨事項において示される詳細な指標は、加盟国が自国の状況に最も適したものを選択する際の指針となることを意図している。
- 10) 第 8 部から第 16 部までの各章、すなわち疾病固有章における基準は、WOAH リスト疾病の発生に関する情報を提供し、また、当該リスト疾病の病原体が輸入国へ侵入すること、国内でまん延すること又は有害な結果をもたらすことを防止することを目的としている。同時に、原産国、地域又はコンパートメントの相対的な動物衛生ステータス、又は安全物品としての位置付けに基づき、物品の安全な国際貿易を円滑にすることも目的としている。一部の章には、世界的に懸念される感染及び寄生のサーベイランスを行い、予防及び管理するための具体的措置が含まれている。第 8 部から第 16 部までは、それぞれ、複数種、ミツバチ亜科、鳥類、ウシ亜科、ウマ科、ウサギ科、ヤギ亜科、イノシシ科及びラクダ科の疾病、感染及び寄生のカテゴリーに関するものである。WOAH は、各 WOA H リスト疾病について章を設けることを目指しているが、すべての WOA H リスト疾病が、まだ疾病固有章で扱われているわけではない。これは、利用可能な科学的知見に応じて、及び加盟国総会により優先順位をつけられて設定された優先順位に応じて進められている作業である。
- 11) 疾病固有章は、以下の構成要素の一部又は全部を含む。
- 章の表題及び番号
 - 序文に当たる条。これには、疾病の簡潔な説明、その背景及び当該章の目的、陸生コードの目的上の当該疾病の定義、当該疾病の疫学において重要な役割を果たす動物宿主、並びにその発生の定義（症例定義）が含まれる。序文に当たる条には、潜伏期間、感染性期間、その他当該疾病の側面、並びにサーベイランス、動物衛生ステータス及び貿易に関する影響についての設定が含まれる場合もある。
 - 安全物品に関する条
 - 国、地域、コンパートメント又は群／群れ、蜂の巣若しくはその他のサブ個体群に適用される動物衛生ステータスに関する規定の条
 - 物品の安全な貿易に関する推奨事項の条
 - 特定の動物製品、材料又は媒介物に存在する病原体の不活化に関する条
 - 当該疾病のサーベイランスに関する条
 - 封じ込め区域及び防護区域を含む、疾病の予防及び管理に関する条

すべての疾病固有章がこれらすべての構成要素を含むわけではなく、一部の章は、WOAH への通報を目的とした発生の定義に関する条のみを含む場合がある。各章には、採択時点において、当該疾病に関する WOA 加盟国のニーズに対応するために関連性があると考えられ、かつ、確かな科学的及び技術的知見によって裏付けられた規定のみが含まれている。

これらの章における国際貿易に関連する推奨事項は、病原体が輸入国に存在しないか、又は管理若しくは根絶のプログラムの対象となっていることを前提としている。基準において勧告される衛生措置は、移動又は貿易される物品の性質、原産の輸出国、地域又はコンパートメントの動物衛生ステータス、及び各物品に適用されるリスク低減措置を考慮している。

C. 特定の問題

1) 通報

第 1.1 章は、国際獣疫事務局の組織規程の下での加盟国の義務について記載している。関連する疾病固有章において定義及び記載されるリスト疾病、並びに第 1.1 章に規定される新興疾病は、疾病の状況に応じて、緊急通報又は 6 か月ごとの定期報告により、義務的に通報しなければならない。加盟国は、特にリスト疾病の症例定義に該当しない病原体の検出を含め、疫学的に重要なその他の動物衛生事象についても、WOAH に情報提供することが奨励される。

第 1.2 章は、疾病、感染又は寄生を WOAH リストに含めるための基準について記載しており、第 1.3 章には現行のリストが示されている。リスト疾病は、動物宿主に基づいて分類されている。第 1.4 章における動物衛生サーベイランスに関する推奨事項は、早期発見のために不可欠である。

2) 診断法及びワクチン

陸生コードの各章に明記されている診断検査及びワクチンについては、~~WOAH-陸生動物の診断検査及びワクチンに関するマニュアル~~（以下「陸生マニュアル」という。）の関連箇所を参照して使用することが推奨される。疾病診断及びワクチン製造に用いられる施設の責任者である専門家は、陸生マニュアルの基準に精通しているべきである。

3) 疾病、感染又は寄生からの清浄性

第 1.4.6 条は、国又は地域が疾病、感染又は寄生について清浄であることを宣言するための一般原則を示しており、リスト疾病固有章における具体的要件によって補完される場合がある。これには、WOAH により公式ステータスが付与される一部の疾病に関する要件も含まれる。第 1.6 章は、清浄ステータスの認定及び自己宣言の手続について記載している。

4) 予防及び管理

第 4.4 章及び第 4.5 章は、地域及びコンパートメントを設定するために実施すべき措置について記載している。ゾーニング及びコンパートメント化は、疾病の予防及び管理並びに安全な貿易の円滑化のための重要な手段である。

第 4.6 章から第 4.12 章は、特にこれらの物品を貿易する場合に動物衛生上のリスクを防止するため、顕微操作及びクローニングを含む、動物の精液及び受精卵の採取及び処理の際に実施すべき措置について記載している。これらの措置は主として WOAHI リスト疾病又は感染に関するものであるが、一般基準はすべての感染性疾患リスクに適用される。さらに、第 4.8 章では、リストにはない疾患についてはその旨が明記されているが、加盟国への情報提供のために含まれている。

第 4.15 章は、ミツバチの疾患の予防及び管理並びにその一部の貿易上の影響という特定の問題を扱っている。本章は、第 9 部のミツバチ疾患に関する各章と併せて読むべきである。

ワクチン接種及び疾患管理に関する第 4.18 章及び第 4.19 章は、疾患が常在又は流行している状況に加え、疾患の発生若しくは再発生が起きている清浄国又は清浄地域、又は疾患侵入リスクが高まっている清浄国又は清浄地域にも適用される。死亡動物の処理並びに消毒及び駆虫に関する第 4.13 章及び第 4.14 章は、疾患の管理及び根絶のための補完的措置として不可欠な推奨事項である。

第 6.5 章は、集約的家畜生産における一般的なバイオセキュリティ措置の実施を目的としている。第 6.6 章、第 6.13 章及び第 6.14 章は、動物生産における食品安全上の危害要因を予防、排除又は管理するという獣医師サービスの任務の一環として、家畜、牛及び豚の生産システムにおける、リストに載っていない、食品由来病原体であるサルモネラに関する具体的な予防及び管理計画について推奨事項を示している。

第 6.12 章は、ヒト以外の霊長類の移動に伴う人獣共通感染症リスクを特に扱い、これらの動物に関する証明、輸送及び輸入条件の基準を示している。

5) 国際貿易要件

a) 総論

獣医師当局は、リスト疾患の侵入を防止するため、特に当該国若しくは国内の地域が清浄である場合、又は当該疾患に対して公的管理措置が適用されている場合、自国の国境において衛生措置を実施すべきである。適用すべき一般的措置は、陸生コード第 5 部に記載されている。

~~国際貿易に関連する衛生措置は、WOAH 基準に基づくべきである。加盟国は、陸生コードで推奨事項されている条件とは異なる条件の下で、動物又は動物製品の自国領域内への輸入を認めることができる。より厳格な措置を科学的に正当化するためには、輸入国は、第 2.1 章に記載されているとおり、WOAH 基準に従ってリスク分析を実施すべきである。WTO 加盟国は、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定)」を参照すべきである。~~

第 5.1 章から第 5.3 章は、国際貿易における輸入国及び輸出国の一般的義務並びに倫理的責任について記載している。獣医師当局及び国際貿易に直接関与するすべての獣医師は、これらの章に精通しているべきである。第 5.3 章はまた、措置の同等性の原則、二国間で

合意される措置の交渉過程、及び紛争調停に関する WOAH の非公式手続についても記載している。第 5.4 章から第 5.7 章は、物品の輸出、通過及び輸入において実施すべき措置について記載している。これらは、動物疾病の国際的まん延を防止するための重要な柱である。

b) 安全物品

WOAH は、第 8 部から第 16 部までの各リスト疾病固有章の冒頭に、対象となる病原体について原産国又は地域のステータスにかかわらず、特定のリスト疾病、感染又は寄生に対するリスク低減措置を必要とせずに貿易上安全とみなされる物品を列挙する条を含めることを目指している。これは進行中の作業であり、一部の章には、まだ安全な物品を列挙する条が含まれていない。ある章に安全物品のリストが示されている場合、輸入国は、当該病原体に関して、これらの物品に貿易制限を適用すべきではない。これらの安全物品の安全性は、貿易時だけでなく、国内移動に関する疾病管理においても考慮されるべきである。第 2.2 章は、疾病固有章における安全物品リストに物品を含めるための基準について記載している。

6) c) 国際獣医証明書

国際獣医証明書とは、輸出国の獣医当局が第 5.1 章及び第 5.2 章に従って発行する公的文書である。同証明書には、輸出される物品に関する動物衛生要件及び、必要に応じて公衆衛生要件が記載される。輸出国の獣医サービスの質は、輸出される動物及び製品の安全性について貿易相手国に保証を提供する上で不可欠である。これには、獣医証明書の発行に関する獣医当局の倫理的姿勢及び通報義務の履行実績も含まれる。

国際獣医証明書は国際貿易を支えるものであり、輸入国に対して、輸入される動物及び製品の衛生ステータスに関する保証を提供する。規定される措置は、輸出国及び輸入国双方の動物衛生ステータス、並びにそれらの国の中の地域、群／群れ又はコンパートメントのステータスを考慮し、陸生コードの基準に基づくべきである。

国際獣医証明書を作成する際には、以下の手順を踏むべきである。

- a i) 輸入国は、自国の衛生ステータスを理由として、防御を求めることが正当化される疾病、感染又は寄生を特定する。輸入国は、自国領域内で発生しているが公的管理プログラムの対象となっていない疾病について、措置を課すべきではない。
- b ii) 国際貿易を通じてこれらの疾病、感染又は寄生を伝播し得る物品については、輸入国は、リスト疾病固有章の関連条を適用すべきである。当該条の適用は、原産の国、地域、コンパートメント又は群／群れの動物衛生ステータスに応じて調整されるべきである。当該ステータスは、関連するリスト疾病固有章の条に別段の定めがある場合を除き、第 1.4.6 条に従って確立されるべきである。

㉓iii) 国際獣医証明書を作成する際、輸入国は、用語集に示された定義に従って用語及び表現を使用するよう努めるべきである。国際獣医証明書は、輸入国の要件について誤解を避けるため、可能な限り簡潔で、明確な文言で作成されるべきである。

㉓iv) 第 5.10 章から第 5.13 章は、加盟国への追加的な指針として、基礎として使用すべき証明書の様式例を提供している。

7d) 輸入者及び輸出者向け指針

獣医当局は、輸入者及び輸出者が貿易要件を理解することを支援するため、「指針文書」を作成することが推奨される。これらの指針文書では、輸出前後並びに輸送中及び荷卸し時に適用される措置を含む貿易条件、関連する法的義務及び運用手順を特定し、説明すべきである。指針文書では、仕向地まで貨物に添付される衛生証明書に記載すべきすべての詳細について助言すべきである。また、輸出者に対しては、動物及び動物製品の航空輸送を規律する国際航空運送協会（IATA）の規則についても注意喚起すべきである。

[...]

用語集（抜粋）

動物衛生ステータス

個別疾病章又は陸生コード第1.4章に定める基準に従い、動物疾病感染又は寄生に関して、国、地域、又はコンパートメント、群、鶏群、蜂の巣その他のサブ個体群のステータスをいう。

動物宿主

リスト疾病の病原体に感染又は寄生されることにより、当該疾病の疫学において重要な役割を果たし、かつ通報を要する症例を定義する動物をいう。

封じ込め地域

過去に清浄であった国又は地域の内部に設定される汚染地域であって、疫学的に関連のあるすべての疑われる又は確認された症例を含む、感染又は寄生の拡大防止及びその根絶のため、移動制限、バイオセキュリティ及び衛生措置が適用される地域をいう。

清浄地域

動物サブ個体群において特定の感染又は寄生が存在しないことが、陸生コードの関連要件に従って証明されているゾーンをいう。

通報対象疾病

獣医当局によってリスト化された疾病、感染又は寄生であって、これが発見され、又は疑われた時点で、国内規則に従い獣医当局に通報される知らされるべきものをいう。

通報

次の手続をいう。

- a. 加盟国の獣医当局が本部に対し通報すること。
- b. 本部が加盟国の獣医当局に対し通報すること。

これらは、第1.1章に従い、リスト疾病、感染又は寄生又は新興疾病の発生又は存在に関して行われる。

家きん

~~商用の動物製品・物品の生産、そのための繁殖、闘鶏及び狩猟用の鳥の補充（そのための繁殖を含むが、放鳥されるまでの間とする。）を目的として、捕獲された状態で育成又は飼養されるすべての鳥を指す。~~

~~他の家きんや家きん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合であって、1つの家庭で飼養され、その製品が同一の家庭内でのみ消費される鳥については、家きんとは見なさない。~~

~~他の理由（ショー、レース、展示、動物園、競技大会、そして、これらの目的のために繁殖・販売する鳥、並びに、ペットの鳥を含む。）により捕獲された状態で飼養されている鳥は、他の家きんや家きん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合には、家きんとは見なさない。~~

日本	分類：明確化 論拠： 日本は、現行の「物品」の定義において、当該用語が貿易を目的としたものに限定されないものと理解している。また、第 10.4 章で提案されている「商業用家きん」の定義で、貿易を目的とした「物品」として言及されているのも、このような理由によるものと理解している。 この理解に基づき、日本は、提案されている「家きん」の定義には、自家消費用の鳥類や、愛玩鳥を供給する施設で飼養される鳥類も含まれると考える。 日本は、鳥インフルエンザウイルスの増幅および排出に関与し得る、より広範な飼養鳥類集団を疾病制御およびモニタリング措置の対象とすることが可能になるため、提案されている「家きん」の定義の改正を支持する。 日本は、提案されている「家きん」の定義の範囲外となる鳥類群について、例えば、観賞用または愛玩用目的のみで飼養される鳥類が「家きん」から除外されるのかどうかなど、明確化を求める。
----	--

防護地域

~~動物衛生ステータスの異なる隣の国または地域から病原体が清浄国又は清浄地域に侵入し拡大することを防止するため、疾病侵入リスクの増大に対応して、特定のバイオセキュリティ及び衛生措置が実施される地域をいう。~~

地域

国際貿易又は疾病予防又は管理の目的で、獣医当局により定められた国の一部地理的地域であって、感染又は寄生又は特定の動物衛生管理措置に関して特定の動物衛生ステータスを有する動物群又はサブ個体群を含む地域をいう。

第7.2章

輸送の間のアニマルウェルフェア

日本	分類： 全般 論拠： 本章作成への長きにわたる尽力に関係者への敬意を表する。さらなるバージョンアップ、本コードの普及にあたり、改善すべき点として以下の通りコメントする。
----	--

[...]

第7.2.3条

定義

この章では：

集合センター

異なる源からの動物が一時的に集められ、他の場所（例：競売市場、競売施設、と畜向けの動物を収容する施設）へ売られる又は向け直すための積載品に形成される場所をいう。

不慮事態対応計画

旅程の間に生ずる可能性のある、アニマルウェルフェアへのリスクがある不慮の事態（緊急時を含む。）に対応するためのステップの概要を示した計画をいう。

旅程企画者

計画及び旅程全体の必要なロジスティックの手配（アニマルウェルフェアを保護するための必要なものを含む。）が事前に済まされていることが確保されていることに責任を有する者又は会社をいう。輸出者又は輸入者、輸送者、乙仲業者、所有者、動物取扱者又は運転者になることができる。

ロールオン・ロールオフ船

道路又はレールを走る乗り物を運転したり降ろしたりできる船をいう。

休憩ストップ

動物を苦しみや疲労から防ぐために、動物が乗り物から中継の施設に降ろされる休憩ポイントをいう。

輸送プロセス

旅程の計画及び準備、旅程そのもの、旅程後を含む期間をいう。

日本	分類：変更 テキスト修正案： <u>旅程の計画および準備（積み込みを含む）、旅程そのもの、積み下ろしまでの旅程後を含むプロセスをいう。</u> 論拠： 輸送プロセスを「期間」と表現しているが、プロセスと期間は異なる概念である。 「計画及び準備」および「旅行後の期間」に積み込み/積み下ろしが含まれると解釈することは可能であるが、定義文中で明示されていないため、解釈の余地が生じる。輸送プロセスの適用範囲を明確にする観点から、積み込み/積み下ろしを明示することが望ましい。
----	---

輸送者

動物を自分のために又は第三者の代わりに輸送する者又は会社をいう。

第 7.2.4 条

アニマルウェルフェアへの危害要因

さまざまな危害要因は、動物の輸送の異なる段階でアニマルウェルフェアに影響を及ぼす。

これらの危害要因は、アニマルウェルフェアに悪影響（損傷、苦痛、罹患及び死亡等の動物ベースの指標で評価できるもの）を及ぼすことがある。実現可能な動物ベースの指標がない場合、リソースベース及び管理ベースの指標が代わりに使えることがある。

日本	分類：変更 テキスト修正案： これらの危害要因は、アニマルウェルフェアに悪影響（損傷、苦痛、罹患及び死亡等の動物ベースの指標で評価できるもの）を及ぼすことがある。実現可能な動物ベースの指標がない場合、リソースベース及び管理ベースの指標が<u>役立つ代わりに使える</u>ことがある。 論拠： リソースや管理手法が結果的にアニマルウェルフェアに影響を及ぼし得ることは同意するが、動物の状態は第 7.1.2 条にあるとおり、行動、生理、健康等の複数の要素を総合的に考慮して評価されるものであるため、これらの指標が動物ベースの指標の代替となり得るとする本記述には賛同しかねる。 もし原案通りとするなら、指標を代替する場合のイメージがわかりづらいため、具体的なケースを補足されたい。
----	---

アニマルウェルフェアへの危害要因は、施設の適切な設計、維持及び使用、施設、輸送手段、器具の適切な選択、良好な計画、調整、監視、取扱い、輸送の実行、適切な訓練及び人員の能力によって、最小限にすることができる。

旅程のすべての段階を通じてアニマルウェルフェアに悪影響を及ぼす一般的な危害要因は以下を含む。

- a) 適さない又は機能障害のある動物の輸送の選択
- b) 新たな環境への暴露
- c) なじみのない異なるカテゴリーの動物の混合
- d) 不適切な動物の取扱い又は拘束
- e) 飼料及び水の不適切な提供
- f) 施設又は輸送手段の不適切な設計又は維持
- g) 不適切なスペースの割り当て
- h) 不良な運転又は操縦
- i) 望ましくない局所気候及び環境状況
- j) 不良な換気及び空気の質
- k) 過度の音または揺れへの暴露
- l) 不十分な数又は感覚の休憩期間
- m) 旅程の時間の延長
- n) 不適切な道路の質又は水の状況の荒さ

旅程の特定の段階の危害要因は以下に示されている。

第 7.2.5 条

輸送の間のアニマルウェルフェアの評価の指標

輸送の間のアニマルウェルフェアは、動物ベース、リソースベース又は管理ベースの指標を用いて評価すべきである。実現可能な動物ベースの指標の日常的な使用が推奨され、適切な閾値は動物が輸送される異なる状況に合わせるべきである。

日本	分類：削除 テキスト修正案： 輸送の間のアニマルウェルフェアは、動物ベース、リソースベース又は管理ベースの指標を用いて評価すべきである。実現可能な動物ベースの指標の日常的な使用が推奨され、適切な閾値は動物が輸送される異なる状況に合わせるべきである。 論拠： 管理ベースの指標のみでアニマルウェルフェアを評価すべきではない。複合的な評価尺度として、動物ベースの指標に加えてリソースベースや管理ベースの指標を加えることまでは妨げない。
----	--

所管当局は、この章の規定の実施のための数値目標と閾値を決めるために、動物の輸送に関与している事業者のデータを収集するべきである。動物ベースの指標の数値目標又は閾値は、現時点の科学的根拠及び適切な国、分野、地域の基準に基づくことが推奨される。措置の根拠が何であれ、ウェルフェアの結果が満足のものでない場合は、加盟国は、ウェルフェアの結果を改善するためにリソース又は管理に必要な変更を加えることを検討・実施するべきである。

動物ベースの指標の設定された閾値を超えた場合は、調査を開始し、是正行動がとられるべきである。

旅程を通じたアニマルウェルフェアを評価するのに使われる動物ベースの指標はこの章の関連する条に示されている。

旅程の特定の段階に固有な動物ベース、リソースベース、管理ベースの指標は以下の条に示されている。

[...]

第 7.2.7 条

旅程に関係する者の責任

一般的考慮事項

動物の輸送が決定されたら、旅程の間のアニマルウェルフェアはとても重要な考慮事項であり、関与するすべての当局及び者の共同の責任である。この責任は、この上でより詳細に記載されている。

旅程は、第 7.2.10 条に挙げられているすべての関連する文書が出発地点及び目的地点（適切な場合は経由国を含む。）の所管当局によって受け入れられるまでは始まらない。

1. 所管当局

所管当局の責任には以下が含まれる。

- a) 輸送の間のアニマルウェルフェアの最小限の基準（旅程の間の動物の輸送への適合の検査の要件、適切な証明及び記録管理）を設定する。
- b) 動物の輸送のための施設、輸送手段及びコンテナの基準を設定する。
- c) 農場管理者、動物取扱者、輸送者、運転者、操縦者、船長及び施設の管理者のアニマルウェルフェアに関連する事項の基準を設定する。
- d) 所管当局の職員が、輸送の間のアニマルウェルフェアの基準の実施における役割について適切で継続中の訓練を受けることを確保する。
- e) 旅程に関係するすべての関係者が関連するアニマルウェルフェアの事項について知らされていることを確保する。
- f) 基準を実施する（認定又は他の機関との交流を含む。）。

- g) 輸送の間のアニマルウェルフェアの基準を実施するため、十分に能力のあるスタッフがいることを確保する。
- h) アニマルウェルフェアの基準の効果を監視し、評価する。
- i) 動物用医薬品の使用を監視し、評価する。
- j) 不必要な遅延を避けるため、国境検査所で動物の積載品を優先する。
- k) 旅程の完了の許可を拒否した場合に、第 7.2.25 条に従って、行動する。
- l) 旅程中に生じた緊急事態を解決するため、輸送者及びすべての関係者と連携する準備をする。
- m) 旅程の前、最中又は後に、アニマルウェルフェアの管轄及び責任、アニマルウェルフェアへの著しいリスクを示す状況に関して、他の関連する所管当局（輸出国、経由国又は輸入国の所管当局を含む。）とコミュニケーションをとる。

2. 旅程企画者

この章で定義される旅程企画者は、スケジュール設定とさらなる旅程の手配の面に責任を有するべきである。

他の責任には以下が含まれる。

- a) 旅程に関係するすべての者が明確に全旅程を知っており、旅程全体を通して、事前にそれぞれの責任を割り当てられ、この章のリストに載っている任務が誰の責任か明確になっている。
- b) 旅程の出発及び終了時点での動物の集合、積み込み、輸送、積下ろし、収容に適した施設（休憩ポイント、旅程の間及び緊急計画での輸送及び休憩地点の施設を含む。）の利用可能性を確保する。
- c) 輸送する種に応じた十分なスペースと換気がある、適した輸送手段及びコンテナを確保する。
- d) 積み込み及び積下ろしの作業の間、十分に能力のあるスタッフを確保する。
- e) 旅程の持続期間を最小限にし、最も一般的なアニマルウェルフェア及び動物衛生のリスクが管理されるために、すべての必要な行政的調整及び動物衛生予防措置が事前になされていることを確保する。
- f) 旅程の間の緊急事態について所管当局に情報を提供する。
- g) 不慮事態対応計画が旅程のために整備され、全旅程で異なる者の明確な役割（例：給水又は給餌）が明確に示されていることを確保する。

3. 農場又は他の施設管理者

農場またはその他の施設の管理者は、以下のことに責任を有するべきである。

- a) 該当する場合には、旅程企画者とコミュニケーションをとる。
- b) 旅程の準備において、動物の衛生、ウェルフェア及び輸送の適合及び動物の同居可能グループへの分離について評価、助言をする。
- c) 必要な動物衛生又は他の証明書への適合性を確保する。
- d) 積み込み及び/又は積下ろしの間（鶏及びウサギの捕獲を含む。）の、輸送される種の十分な数の能力のある動物取扱者の存在

- e) 積み込み及び積下ろしのための施設がよく維持され、種に適切な物であることを確保する。
- f) 種及び旅程に適切な器具、緊急時の手順、必要な獣医的ケア及び獣医的支援を確保する。

4. 動物取扱者

動物取扱者は、以下のことに責任を有するべきである。

- a) 輸送の間のケアにおけるアニマルウェルフェア
- b) 旅程の間の動物の適切な取扱い及びケア
- c) 潜在的なアニマルウェルフェア又は動物衛生の問題に対応するために速やかに行動すること
- d) 輸送に適していない動物を特定し、速やかに懸念を報告すること

5. 中間施設の管理者

中間施設（集合センター、空港施設、検疫センター、国境検査所、休憩ポイント又は市場等の一時的に旅程の間の動物を収容する施設）の管理者は、以下のことに責任を有するべきである。

- a) 積み込み及び積下ろしに適した施設の提供
- b) 十分なスペース、悪天候からの保護、必要であれば寝床及び適切な換気を提供する、動物の収容に種固有の適した施設の提供
- c) 必要な場合には、適切でアクセス可能な水及び飼料の提供
- d) さらなる輸送のための、動物の衛生、ウェルフェア及び輸送の適合、動物の同居可能なグループへの分離の準備
- e) 動物の積み込み、積下ろし、運転及び収容をストレスと損傷を最小限にする方法で行うために、十分な数の能力のある動物取扱者の提供
- f) 疾病の伝播の機会を最小限にすること
- g) 不慮事態対応計画及び必要なリソースの整備
- h) 必要な場合には獣医的ケアの提供
- i) 必要な場合には緊急的に動物を殺処分できるように能力のあるスタッフの提供
- j) 適切な休憩の回数及びストップでの最小限の遅延の確保
- k) 休憩地点において、すべての動物が同時に横たわることのできる十分なスペースの確保
- l) 必要があれば、適切な記録保管の確保

6. 輸送者

輸送者の責任は安全な動物の輸送を確保することであり、以下のことを含むが、これらに限らない。

- a) 輸送される動物の種及びカテゴリーに適しており、安全な輸送手段の確保
- b) コンテナが適していることの確保
- c) 旅程の準備にあたって、動物の衛生、ウェルフェア及び輸送の適合の確認、同居可能なグループへの分離の確保
- d) 動物の適切な取扱い及び輸送のための訓練されたスタッフの確保
- e) 動物の輸送に関する現地の規制への適合

- f) 動物の安全な輸送の確保
- g) 旅程を通じた動物及び環境の監視
- h) 旅程の間の異なるタイプの動物の特定の必要性の対処
- i) 不慮事態対応計画の利用可能性の確保
- j) 必要に応じて輸送手段及び/又はコンテナの適切な洗浄及び消毒の確保
- k) 動物の輸送に関する国際規制及び基準の順守

日本	分類：削除 テキスト修正案： k) 動物の輸送に関する国際規制および基準の遵守； 論拠： 本記述は、動物輸送が適切な規制・基準に基づいて実施されるべきであるという趣旨を示すものと理解される。実務上も、運転者は当該状況に適用される規制・基準に従って対応することになると考えられ、「国内外」「国際」を区別して記載する必要性は乏しい。準拠すべき枠組みとして包括的に整理した表現の方が、理解しやすいだろう。
----	---

- l) 所管当局から求められるすべての記録の保管及び伝達

7. 運転者

運転者の責任には以下が含まれる。

- a) 動物の輸送に関する国内外の規制及び基準への適合

日本	分類：削除 テキスト修正案： a) 動物の輸送に関する国内外の規制および基準の遵守； 論拠： 上述のとおり。
----	--

- b) 動物の輸送の適合の確保
- c) 旅程及び不慮事態対応計画によりアニマルウェルフェアを保護するための決定。この決定には、必要に応じて、不良な道路を避けるための経路、海上での嵐等の悪天候の回避又は休憩ストップの計画を含む。

8. 船の船長及び飛行機の操縦者

- a) 船長又は操縦者は、不慮事態対応計画によれば、アニマルウェルフェアを保護するために意思決定をする責任がある。
- b) 旅程及び不慮事態対応計画によれば、アニマルウェルフェアを保護するための意思決定。これには、海上又は空での嵐等の悪天候の回避のための意思決定を含む。

[...]

第 7.2.11 条

旅程の持続期間と水、飼料及び休憩の要件

輸送のウェルフェアへの影響は複雑であり、複数のストレス要因が関与しており、その多くは旅程期間とともに増大する。

旅程の存続期間を決定する際は、主な考慮事項は、ウェルフェアを損なうことなく、動物がどのくらい飼料、水及び休憩なしでいられるかということである。

飼料、水及び休憩の要件は、動物の種及びカテゴリー（例：妊娠動物、離乳していない動物、泌乳動物、キャリアの最後の動物及びその他のカテゴリー、生理的状況、環境状況、移動する距離（旅程の長さ）、旅程中の飼料及び水の供給能力によって異なる。

より長い旅程は、アニマルウェルフェアのリスクを増大させる。このため、旅程期間を最小限にし、旅程を通じて動物のニーズが足されるよう、すべての必要な手配が事前になされるべきである。旅程期間は、動物の種及びカテゴリーのニーズに適応されるべきである。さらに、飼料、水及び休憩が、動物の種及びカテゴリー、旅程期間に応じて適切な間隔で提供されるべきである。

より短い旅程に適用可能な規定は、特に飼料、水及び休憩の必要性に関して、より長い旅程のものと異なることがある。

より長い旅程の場合は、休憩ストップは旅行に関するストレスを緩和することがある。

アニマルウェルフェア上の懸念

旅程期間に関する潜在的なウェルフェアの懸念は、以下である。

- a) 長期の空腹及び渇き
- b) 高温又は低温ストレス
- c) 損傷及びその他の輸送に関する疾病（例：呼吸器疾患）
- d) 旅程期間による低減された休憩の能力
- e) 動物の給餌及び給水のための適切かつアクセス可能な器具の欠如
- f) 給餌及び給水の器具の不良な維持
- g) 給餌及び給水のための不十分な人数の動物取扱者
- h) 旅程の間の休憩、飲水及び食事に不十分なスペース

動物ベースの指標

輸送の間のウェルフェアの評価に使われうる動物ベースの指標には以下が含まれる。

- a) 渇き、脱水及び空腹
- b) 損傷

- c) 鼻及び目からの分泌物
- d) だるい及び反応しない動物
- e) 攻撃的な行動
- f) 罹病率及び死亡率
- g) 倦怠感及び疲労の兆候
- h) 飼料及び水の摂取量
- i) 給餌器、給水器及び寝床へのアクセス
- j) 高温又は低温ストレスの兆候

推奨事項

旅程は、可能な限り短くすべきであり、動物の種及びカテゴリーの飼料、水及び休憩のニーズに適応させるべきである。動物は、遅延なく、目的地への最も直接的な経路を使って輸送されるべきである。

旅程期間は、慎重に推定され、定期的に計画された休憩ストップ、輸送手段からの輸送を含むべきである。旅程期間に応じて、動物は適切な施設で積下ろされ、休憩し、給餌及び給水されるべきである。そのような休憩ストップは、動物の輸送の適合性、輸送手段のチェック及び洗浄、次の旅程の段階まで動物に十分な飼料及び水を給与できるようになっているべきである。

輸送される動物の種、齢及び状況を考慮し、以下を与えられるべきである。

- a) 空腹を防ぐための適切な種類と量の飼料
- b) 長期の絶食は防ぐべきである

日本	分類：変更 テキスト修正案： a) 空腹や長期の絶食を防ぐための適切な種類と量の飼料 b) 長期の絶食は防ぐべきである 論拠： 危害要因及び対応策としては a)に包含されており、別項目として記載することは適切ではない。また、本項では動物に提供されるべき事項を規定しているにもかかわらず、b) においては管理上避けるべき行為が示されているため、表現の適正化を図った。
----	--

- c) 疲労を経験するのを防ぐため、動物の種、齢及び状況に適切な休憩

動物は、旅程を通じて、空腹、渇き及び疲労の兆候を監視されるべきである。水は積込みの直前まで控えてはならず、動物の種及びカテゴリー、動物のニーズに適切な間隔で提供されるべきである。高温の期間には、水は十分であるべきであるが、水中毒（過剰飲水による低ナトリウム血症）を避けるために慎重かつ徐々に提供されるべきである。

旅程中に水が必要になった場合、乗り物には、輸送されている動物の数及び旅程期間に十分な容量の給水タンクを備えているべきである。

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>乾燥地帯を輸送するなど</u>、旅程中に水が必要な場合、乗り物には、輸送されている動物の数及び旅程期間に十分な容量の水タンクを備えているべきである。 論拠： 水へのアクセスが困難であろう乾燥地帯などを輸送する場合の推奨事項であることを明記されたい。推奨事項の4点目において休憩・中継地点での給水対応が規定されていることを踏まえると、必ずしも輸送中の給水を車両搭載の水タンクで行う必要性はないと考えられる。
----	--

種固有の推奨事項又は輸送固有の推奨事項

- a) 初生ひなは孵化から 72 時間以内に目的地に到着するべきである。
- b) 単胃動物は、その消化生理学から、反芻類より頻繁に給餌及び給水されるべきである。
- c) 食品安全の目的から、鶏及び豚の輸送前に飼料を抜く場合は、可能な限り短い時間にするべきである。
- d) 飼料及び水は、牛、羊、山羊、ラクダ及び馬の長距離輸送の前に抜くべきではない。
- e) 泌乳動物はより高い水の要件になり、より頻繁に給水されるべきである。
- f) 離乳していない動物は、種及び齢に応じて、母親と一緒に輸送されるか、単体で輸送される場合は頻繁に乳代替品を給与されるべきである。
- g) 豚、鶏、乳牛、羊及び山羊は通常は輸送中に横たわっているもので、すべての動物がお互いに重ならないよう横たわることができる十分なスペースを与えられるべきである。

日本	分類：変更 テキスト修正案： g) 豚、鶏、乳牛、羊及び山羊は通常は輸送中に横たわっているので、すべての動物がお互いに重ならないよう横たわることができる十分なスペースを与えられるべきである。 <u>輸送車やコンテナ内での飼養面積は、動物が輸送中に横たわる必要があるか（ウシ、ヒツジ、ブタ、ラクダ及びニワトリ）、立位でいる必要があるか（ウマ）により異なる。横臥伏臥する動物であっても、輸送が初経験である場合や、輸送車の激しい横揺れや、急ブレーキの際は、立位状態となる。</u> <u>h) 動物が横たわるときは、互いに重なることなく必要な体温調整ができるよう、通常の横臥姿勢をとれるべきである。</u> <u>i) 動物が立位でいるときは、気候や動物種に適した姿勢をとるための十分な空間が確保されているべきである。</u> 論拠： たとえば陸路を例に考えてみると、各国様々な道路条件や交通ルールの中で家畜を輸送しており、必ずしも動物が横たわっている状態で輸送が完結しない可能性がある。現行の陸上輸送規則の第 7.3.5 条 6 c) ～ e) に規定されているとおり、動物の状態に応じた記載に戻すべきである。
----	--

- h) 旅程の間、不快感、損傷及び疲労を防ぐため、ラクダ類は自然な動きができ、座る姿勢を強要しない形で拘束されるべきである。

第 7.2.12 条

輸送の適合性

出発前の動物の輸送の適合性の正しい評価は、輸送の間のウェルフェアを確保するために必須である。輸送に適していない動物は積載されるべきではない。

旅程の間、動物はウェルフェアを損なう可能性のある状況に暴露されることもある。このため、輸送に適した状態の動物の選択は、リスクを最小限にするために重要である。

アニマルウェルフェア上の懸念

動物の輸送の適合性の評価の失敗は、以下の結果により生ずることがある。

- 出発前に適合していない動物の特定の失敗
- 動物の種またはカテゴリーのニーズに旅行の状態を適合させることの失敗又は一般的な天候状況の把握の失敗
- 輸送中に適合しなくなった動物の認識の失敗

動物ベースの指標

積込み前及び旅程の間に動物の輸送の適合性の評価に使用できる指標は以下を含むことがある。

- a) 深刻な損傷及び歩行困難
- b) 深刻な出血
- c) 咳、鼻及び目からの分泌物
- d) 下痢
- e) 不良な身体状態
- f) 攻撃的な行動
- g) 苦悩を示す鳴き声
- h) 歩行できない動物
- i) 高温又は低温ストレスの兆候（例：あえぎ呼吸、汗、過剰な唾液分泌、身の寄せ合い又は震え）
- j) （器官の）脱出
- k) 水上輸送の最終目的地到着時点で妊娠期間の最後の 20%に達した妊娠動物の存在

推奨事項

積込みの前に、各動物は、獣医師又は動物取扱者又は運転手によって、輸送の適合性を評価されるべきである。動物はポイント 2) に示される指標を使って評価されるべきである。

旅行に適していない動物には以下が含まれるが、これらに限らないことがある。

- a) 陸上輸送の場合は妊娠期間の最後の 10%に達する妊娠動物、水上輸送の場合は妊娠期間の最後の 20%に達する妊娠動物

日本	分類：明確化 論拠： 陸上輸送における「妊娠期間の最終 10%」という基準は、既存の国際基準にも見られるものである。一方、水上輸送について「最終 20%」とする数値設定については、陸上輸送との差異を含め、その根拠や意図が本文からは明確ではない。水上輸送に固有のリスクを踏まえた管理上の判断である場合には、その考え方や根拠を補足する必要があると考えられる。
----	--

- b) 補助なしに起立できず、各脚が重量に耐えられない動物
- c) 追加の苦しみを引き起こすことなく移動させられない動物
- d) 深刻な（器官の）脱出のある動物
- e) へその治癒していない生まれたての動物
- f) 48 時間以内に出産し、子どもと引き離されている雌の動物
- g) 損傷の治療中で足を引きずっている動物
- h) クレートに入れる準備の間の取扱いで損傷した動物
- i) 病気、損傷、弱い、障害のある又は疲労した動物
- j) 衰弱した動物

動物が旅行に適していないと見なされる場合又は輸送中に適しなくなった場合は、担当者（例：獣医師、動物取扱者、運転者）は、必要な苦しみ避けるために即時の措置を執るべきである。これらには、その場での治療、治療又は第 7.6 章（と畜以外の目的の殺処分時のアニマルウェルフェア）に従った殺処分のための獣医施設への輸送が含まれることがある。

輸送の要求に対処できる能力が低下した脆弱な動物、輸送の間の不良なウェルフェアに苦しんでいる特定のリスクがあり、特殊な状況（例：施設又は輸送手段の設計の修正、又は、追加の寝床、余分なスペース若しくは分離若しくは監視の増加のような追加の旅程の要件）を必要とする動物、輸送の間の追加の注意には以下が含まれる。

- a) 肥満の動物
- b) 離乳していない又は若齢の動物
- c) 興奮しやすい又は攻撃的な動物
- d) これまで人との接触が少なかった動物
- e) 盛んに泌乳している雌の動物
- f) 授乳している子どもと一緒に輸送されている雌の動物
- g) バランスに影響する軽度の歩行困難の動物
- h) 輸送前にストレス要因又は疾病、感染、寄生に暴露された経歴のある動物
- i) 最近の外科処置により治癒していない子ども（例：除角）という動物

種固有の推奨事項又は輸送手段固有の推奨事項

- a) 羽毛のカバーが不良である家畜化した鳥は輸送されるべきではない。
- b) 寒冷な気候の間は、濡れた鳥は、体温を維持することができないため、輸送されるべきではない。
- c) ストレスのある豚は、完全に回復してからのみ輸送されるべきである。
- d) 目的地で計画された荷卸しの時点で妊娠期間の最後の 10%に達する妊娠した動物は、水上輸送されるべきではない。

[...]

第 7.2.14 条

取扱い

取扱いには捕獲、拘束、移動、検査及びその他の関連する手順（識別、体重を量ること又はサンプリング等）が含まれるが、これらに限らない。取扱いは手動、機械的（例：自動化装置又はシステムを使った実施）又は両者の組み合わせがある。

この章は、第 7.5 章（と畜時のアニマルウェルフェア）の関連する条と組み合わせて読むべきである。

アニマルウェルフェア上の懸念

不適切な取扱い、ウェルフェアのリスク（恐怖、痛み、損傷、疲労及び苦悩を含む。）に動物を暴露することがある。取扱いの間にウェルフェアを損なう要因には以下が含まれる。

- a) 経験のない又は訓練を受けていない動物取扱者の使用
- b) 動物の逃走地域への突然の侵入又は動物の視野における動物取扱者の不適切な位置（例：直接後ろから、又はバランスポイントの前から近づく）
- c) 物理的力、突き棒及びその他の取扱い補助器具の不適切な使用
- d) 過剰な叫び又は騒音
- e) 不適切な取扱い又は拘束
- f) 取扱い施設の不良な設計または維持
- g) 適切な監視及び取扱いができない、輸送手段の不良な設計
- h) 不十分な数の動物取扱者
- i) これまで人との接触があまりなかった動物
- j) 旅程の間の取扱いの監視の欠如又は不適切さ

動物ベースの指標及びその他の指標

取扱いの間のウェルフェアの評価に使われうる動物ベースの指標には以下が含まれる。

- a) 尻込みする、走っている、滑っている又は転んでいる動物
- b) 動物取扱者への攻撃的な行動（例：後ろ足で立つ、蹴る又は噛む）の頻度
- c) 逃避の行動の頻度（前へ動くのを拒否すること、動物取扱者から離れようとするを含む。）
- d) マウンティング、積み重なり又は動物の上に横たわること
- e) 苦悩を示す鳴き声
- f) 呼吸困難の兆候
- g) 打撲のある枝肉及び肉質指標の悪化
- h) 動物又は動物取扱者の損傷

日本	分類：削除 テキスト修正案： <u>g) 打撲のある枝肉及び肉質指標の悪化</u> <u>h) 動物又は動物取扱者の損傷</u> 論拠： 「動物ベースの指標」として列挙されている項目の中に、枝肉や肉質といったと畜後の指標や、動物取扱者の負傷が含まれており、概念上の整理がやや不明確に見える。「その他の指標」として位置づける方が適切だろう。
----	---

- i) 死亡率

他の指標には以下が含まれる。

- a) 不適切な施設
- b) 動物取扱者の不適切な行動（取扱い器具の不適切な使用を含む。）

- c) 不十分な数の訓練を受けた又は能力のある動物取扱者の証拠
- d) 機器のサービス又は維持の記録の欠如
- e) 積み込み又は積下ろしに過剰な時間がかかること

日本	分類：追加 テキスト修正案： g) 打撲のある枝肉及び肉質指標の悪化 h) 動物取扱者の損傷 論拠： 上述のとおり。
----	--

推奨事項

- a) 動物取扱者は、動物を動かすために強制的でない方法及びツールの訓練を適切に受けるべきである。動物を動かす又は急がせるために暴力的な方法を使うべきではなく、叫ぶ、蹴る又は苦悩、恐怖又は痛みを引き起こしうるその他の方法を避けるべきである。
- b) 動物取扱者は、動物が尻込みすることがあるので、動物の間や動物が動こうとする場所に立つべきではない。動物取扱者は、逃走距離や、動物の肩にあるバランスポイントを利用するべきであり、それよりも後ろに下がって動物が前方に移動するのを促したり、それより前に行って動物が後方に移動するのを促したりするべきである。
- c) 動物は、興奮しているときよりもより容易に誘導されるので、穏やかに取り扱われるべきであり、小さなグループで移動させられるべきであり、これにより恐怖を減少し、他の動物について行くという自然の傾向を利する。
- d) 機械的取扱い補助器具は、苦悩、恐怖又は痛みを引き起こすことなく、動物の移動を促し、導くために使われるべきである。望ましい機械的補助器具には、パネル、旗、プラスチックのパドル、フラッパー（革又はキャンバスの短いストラップがついた杖の長さのもの）、ビニール袋及びガラガラを含む。
- e) 電気突き棒は使われるべきではなく、動物が前に自由に移動できること（例：障害又は他の動物がないこと）及び損傷していないことを条件としてのみ使われるべきである。その使用は低電圧の突き棒で、成年の豚及び大反芻動物の後部への適用に限るべきであり、敏感な部位（目、口、耳、肛門一性器部分、乳房又は腹）には使ってはならない。電気突き棒は馬、ラクダ類、走鳥類、羊及び山羊、妊娠した動物、子牛または子豚には使うべきではない。ショックは、動物が反応しなくても繰り返し使うべきではなく、1秒以上使うべきではない。
- f) よく訓練された犬及びリーダーの羊を牛及び羊の移動の補助として使うことは許容できるが、最小限にするべきである。
- g) 動物は、混雑、滑り又は転びからの損傷を最小限にするため、その正常の歩行速度よりも速く動くことを強要されるべきではない。
- h) 動物は、痛み、苦しみ及び損傷（例：打撲、骨折、脱臼）を引き起こすような方法で捕まったり、持ち上げられたり、拘束されたりするべきではない。

- i) 傾斜路又はリフトは、乗り物と荷卸しドックが同じ高さでない場合は使われるべきである。傾斜路及びリフトは動物が安全に取り扱われるような位置にすべきであり、その勾配は動物が動けないほど急であるべきではなく、強固な側面のバリアがあるべきである。乗り物と積下ろしドックの間に隙間がないようにすべきである。
- j) 施設の設計は動物の自然な移動を促すものであるべきであり、可能な限り、人との関係を最小限にするべきである。
- k) 取扱い及び拘束のシステムは、輸送される種に適切なものであるべきである。
- l) 集合、積み込み及び積下ろしの施設（傾斜路を含む。）は輸送される種に適しているべきである。
- m) 輸送手段の設計は、輸送の間の動物の監視ができるように成っているべきである。
- n) フライトの間、動物取扱者又は馬の厩務員はカーゴの中の動物の監視にアクセスできるようになっているべきである。
- o) 水上の旅の間、動物取扱者は検査及びケアのために動物へのアクセスができるようになっているべきである。

種固有の推奨事項

- a) 馬、ヒトコブラクダ及びフタコブラクダは、過去に積み込み、輸送及び積下ろしのために正の強化訓練又は順化により訓練されているべきである。
- b) 羊は羊毛をつかんで持ち上げてはならない。
- c) 羊、ラマ、アルパカ、グアナコ、ビクーニャはその群居性の傾向を保つ方法で移動されるべきである。動物は注目の対象として選出されると興奮することがあり、他に再度加わろうとする。
- d) 豚は、ボード又はパドルを使って、適切なグループのサイズを維持したまま、騒音及び突然の移動を最小限にして、静かに動かされるべきである。
- e) 鳥はその頭、首、片方の翼又は尾の羽毛をつかんで持ち上げられるべきではない。捕鳥は技術のある動物取扱者によってのみ行われるべきであり、すべての試みはストレス、恐怖反応及び損傷を最小限にするように行われるべきである。鳥は、コンテナの中に入れられた後は直立の姿勢であるべきであり、コンテナは、鳥への損傷及びストレスを最小限にする方法で、取扱われ、移動され、乗り物内で安全に配置されるべきである。
- f) ウサギは1羽ずつ首（首筋）を片手で持つ及び持ち上げることによって、もう片方の手で体を支えながら、飼育用ケージから取り出されるべきである。

第 7.2.15 条

積み込み及び積下ろし

積み込み及び積下ろしは、なじみのない環境を移動し、取扱いが増えるので、輸送中の動物にとってストレスになる。適切な取扱い及びよく設計された施設は、これらの段階の間、リスクを最小限にするのに重要である。

この章もまた、第 7.5 章（と畜時のアニマルウェルフェア）の関連する条と組み合わせて読むべきである。

アニマルウェルフェア上の懸念

動物は積み込み及び積み下ろしの間、いくつかの危害要因に暴露されることがあり、以下が含まれるがこれらに限らない。

- a) 不適切な積み込み及び積み下ろしの施設、傾斜路又は作業
- b) 積み込み及び積み下ろしの作業の不適切な計画
- c) 動物の不適切な取扱い
- d) 異常気象への暴露
- e) 不適切な換気及び照明
- f) 積み込み及び積み下ろしの急ぎ又は遅延
- g) 不適切な水、飼料及び寝床の供給

日本	分類：追加 テキスト修正案： g) <u>動物の安全な移動を阻害する</u> 不適切な水、飼料及び寝床の供給 論拠： 水、飼料および敷料の管理は、積み込み・積み下ろしそのものよりも、事前準備や輸送中、または積み下ろし後の管理事項として整理されることが多い。本項が積み込み及び積み下ろしの危害要因として挙げられている意図を理解しがたいので、もし床が濡れるなど足場へのリスクを意図しているのであれば、説明が必要だろう。
----	--

- h) 同一の旅程での積み込み及び積み下ろしの繰り返し

動物ベースの指標及びその他の指標

積み込み及び積み下ろしの間のウェルフェアの評価に使われうる動物ベースの指標には以下が含まれる。

- a) 尻込み、マウンティング、積み重なり又は動物の上に横たわること
- b) 苦悩を示す鳴き声
- c) 呼吸困難の兆候
- d) 打撲のある枝肉及び肉質指標の悪化
- e) 動物又は動物取扱者の損傷

日本	分類：削除 テキスト修正案： <u>d) 打撲のある枝肉及び肉質指標の悪化</u> <u>e) 動物又は動物取扱者の損傷</u> 論拠： 「動物ベースの指標」として列挙されている項目の中に、枝肉や肉質といったと畜後の指標や、動物取扱者の負傷が含まれており、概念上の整理がやや不明確に見える。「その他の指標」として位置づける方が適切だろう。
----	---

f) 罹病率及び死亡率

その他の指標には以下が含まれる。

- a) 積込み及び積下ろしの施設の不良な設計及び維持
- b) 輸送手段の内部及び外部の傾斜路の不適切な傾斜
- c) 取扱い補助器具の過剰な使用
- d) 積込み又は積下ろしに過剰な時間がかかること

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>e) 打撲のある枝肉及び肉質指標の悪化</u> <u>f) 動物取扱者の損傷</u> 論拠： 上述のとおり。
----	--

推奨事項

- a) 動物は、その種固有の行動を考慮した取扱い技術を使って移動させられるべきである。
- b) 積込み及び積下ろしの作業は、遅延、急ぎ及び不必要な取扱いを最小限にするため、事前に慎重に計画されるべきである。
- c) 動物は速やかに積込み及び積下ろしされるべきである。これは、積込み及び積下ろしの施設及び輸送手段に十分な人員及び十分なスペースがあることを確保するために、動物の到着及び出発を計画することによって円滑化される。
- d) 積込み及び積下ろしは十分な数の能力のある動物取扱者によって監視され、実施されるべきである。動物は、静かに、かつ不必要な騒音なく、積込み及び積下ろしされるべきである。
- e) 他の動物に損傷又は苦悩を引き起こしそうな動物は、輸送コンテナの積込みの前及び間は分離されているべきである。これには、攻撃的と知られている動物、角、枝角、牙のある動物が含まれる。
- f) 異常気象の間は、動物の積込み又は積下ろしの計画変更を検討するべきである。
- g) 積込み及び積下ろしの施設（集合エリア、傾斜路及び積載の傾斜路を含む。）は、大きさ、傾

斜、表面、曲がり角、鋭い出っ張りの欠如、床等に関して、動物のニーズ及び能力を考慮した上で設計され、建設されるべきである。

- h) 積込み及び積下ろしの施設は、動物取扱者が動物を観察できるよう照明されるべきである。
- i) 積込み及び積下ろしの施設は、動物の安全な移動を促進するために滑らない床にするべきである。
- j) 積込み、積下ろし及び旅程の間の換気に関する推奨事項は第 7.2.20 条に示されている。
- k) 動物は、経由国及び輸入国の衛生及び税関の要件にて記号している場合のみ積込みされるべきである。
- l) 動物は輸送手段が清潔で、消毒され、目的に合っている場合のみ積込みされるべきである。

種固有の推奨事項又は輸送手段固有の推奨事項

- a) 馬、ヒトコブラクダ及びフタコブラクダは、過去に積込み、輸送及び積下ろしのために正の強化訓練又は順化により訓練されているべきである。
- b) 馬は、頭部が持ち上げられ又は制限された位置のまま残ることは呼吸困難のリスクを増大させるため、ゆるい頭絡で縛られるべきではない。
- c) 船は積込み及び積下ろしに適した器具を乗せておくべきである。主要な傾斜路が壊れた時のために、バックアップの傾斜路を船に乗せておくことがよい。積込み及び積下ろしに使われる船の傾斜路は、取扱い、積込み及び積下ろし、海港の器具又は施設に合っているべきである。

第 7.2.16 条

環境の状況輸送の間、動物がウェルフェアのリスクを示す状況に暴露されないことを確保するため、環境の管理が必要である。輸送手段の中の環境は多数の要因（周囲温度及び湿度、太陽の放射、降水量及び嵐又はその他の異常気象、輸送手段の設計、収容密度、寝床の材料及び気流を含む。）によって影響されうる。輸送者は、輸送、積込み、積下ろし及び休憩ストップの間、積載されている各動物が好ましくない環境状況から適切に保護されていることを確保するべきである。

アニマルウェルフェア上の懸念

動物は、異常気象及び不適切な環境管理のためにアニマルウェルフェアの**危害要因**に暴露されることがあり、以下が含まれる。

- a) 輸送手段の中の温度、湿度またはアンモニア濃度の変動又は異常
- b) 動いている輸送手段の風速冷却への暴露
- c) 動物が濡れる要因への暴露
- d) 静止した輸送手段の中での強制換気又は気候制御の欠如
- e) 強風、波動運動又は乱気流への暴露
- f) 乗り物の排気ガス、二酸化炭素及びアンモニア等の揮発性物質への暴露

日本	分類：削除 テキスト修正案： f) 乗り物の排気ガス、<u>二酸化炭素</u>及びアンモニア等の揮発性物質への暴露 論拠： 空気中に一定割合存在する二酸化炭素には常に暴露しており、それ自体は危害要因ではない。また、無色無臭の二酸化炭素を検知することは困難なため、対応が困難である。
----	---

g) 埃及び空中の破片への暴露

h) 不適切な又は機能しない送風機、開口部又はその他の換気手段

動物ベースの指標及びその他の指標

環境状況の影響の評価に使われうる動物ベースの指標には以下が含まれる。

- a) あえぎ呼吸、口を開けた呼吸、汗、過剰な唾液分泌又は皮膚の変色（例：豚）等の高温ストレスの兆候
- b) 震え、背を丸める、四肢の冷え、身の寄せ合い又は積み重なり等の寒冷ストレスの兆候
- c) 凍傷
- d) 悪路、海での嵐又は乱気流等により動物の横たわりができないこと
- e) 損傷、歩行不能又は疲労した動物
- f) 罹病率又は死亡率

環境管理に関するその他の指標には以下が含まれる。

- a) 異常気象を含む環境保護の利用可能性及び適切性
- b) 輸送手段の中の空気の質（アンモニア濃度を含む。）
- c) 気温、相対湿度及びアンモニア濃度
- d) 適切な換気装置が機能していること
- e) スペースの割り当て
- f) 輸送手段の中の温度
- g) 積み込み及び積下ろしの区域が凍っていないこと

推奨事項

- a) 輸送者は、旅程を引き受けたり、旅程の計画を立てたりする前に、異常気温や気候状況、利用可能な保護及び積載物の性質を考慮すべきである。
- b) 輸送者は、旅程の間は気候状況の変化や内部温度を監視し、必要に応じて気候保護器具又は気候制御を調整すべきである。
- c) 輸送手段は、一旅程の間に乗り物が異なる気候地域及び天候状況環境を通過していくことがあるので、全旅程に適した環境保護又は制御の方法を有しているべきである。
- d) 異常気温の間、輸送者は乗り物が静止している時間を最小限にするべきである。

- e) 輸送手段は、旅程の間、特に輸送手段の中の最も高いリスクのエリアに対して、内部の温度と湿度を監視するシステムを整備しているべきである。
- f) 到着直後及び目的地での積下ろしの前に、換気、日よけ、シェルター及びカバーの使用によって、適切な環境状況が維持されるべきである。
- g) 輸送者は、輸送している動物の種の気候保護要件、種固有の理想的な気温の範囲を知っているべきであり、それに応じて旅程及び旅程の状況を計画するべきである。
- h) 休憩ストップの施設は、一旅程の間の異なる気候ゾーン及び天候状況に適した環境保護又は制御の方法を有しているべきである。
- i) 過度の高温及び湿度による苦しみを防ぐため、輸送者は以下を考慮するべきである。
 - － 夜に積込みし、一日の中で涼しい期間又は夜に輸送する。
 - － 積下ろしを待っている場合、受動的換気を提供するため、動物を乗せて移動する。
 - － 休憩の間、乗り物を風と直角になるよう停めて、気流が動物の間、換気口の開口部及び閉鎖部に気流ができるようにする、又は日陰に停車する。
 - － 動物に強制換気を提供するために送風機を設置する。
 - － 適切であれば（湿度が低い場合）スプリンクラー又は霧吹器を使用する。
 - － 体温調節をよくするために、スペースの割り当てを増やす。
 - － 可能な場合には堆肥堆積物を除去する。
- j) より長い旅程の場合は、輸送手段は強制換気及び積載物の中の局所気候の監視及び制御のためのその他のシステムを整備していることがある。
- k) 異常な寒冷天候による苦しみを防ぐため、輸送者は以下を考慮するべきである。
 - － 輸送の乗り物の天候保護器具（例：ウィンターボード、寝床、防水布）を使用し、換気の開口部を調整する。
 - － 環境保護を追加する際は乗り物及びトレーラーの側面及び後部を優先する。乗り物の設計では、これが寒冷な空気及び湿気がより悪い状況であるためである。
 - － 一日の中で最も低温の期間に積込みするのを避ける。
 - － 動物が乗り物の側面から動いて離れることができるよう追加の空間を提供する。
 - － 動物は容易に温かくなりすぎて汗をかいて、結露及び動物の濡れにつながるので、過密を避ける。
 - － 乗り物を一般的な風及び降水から保護するための角度で乗り物を停める。

種固有の推奨事項又は輸送手段固有の推奨事項

- a) 豚は特に高温及び低温ストレスに弱いので、低湿度では冷却のために霧吹き器/スプリンクラーを必要とすることがある。陸路で輸送されている豚の場合は、温かい又は暑い天候のときは、寝床の使用は制限されるべきである。

日本	分類：削除 テキスト修正案： a) 豚は特に高温及び低温ストレスに弱いので、低湿度では冷却のために霧吹き器/スプリンクラーを必要とすることがある。陸路で輸送されている豚の場合は、暖かいまたは暑い天候のときは、寝床の使用は制限されるべきである。 論拠： 本記述は、輸送手段と環境リスク要因を区別し、敷料の使用が温度条件に依存する理由を示すことで、論理性と理解しやすさが向上するだろう。
----	---

- b) 以下の動物は低温ストレスに弱いと知られているので、輸送の設計によっては、寒冷への暴露を減らす必要があることがある：豚、毛を刈られた羊、乳牛、子牛及び鳥
- c) 鳥は、特に低温の天候では、積み込みプロセスの間は乾燥させたままにするべきである。濡れた鳥は、低温の状況では輸送するべきではなく、鳥が積み込み又は輸送の間に濡れてしまった場合は追加の保護を提供するべきである。
- d) 家畜用船舶及びロールオン・ロールオフ船のオープンデッキでは動物は悪天候から保護されているべきである。
- e) クレートで輸送される動物（鶏、ウサギ）は高温及び低温ストレスにより感受性があるので、輸送の間は特別の配慮及び監視が必要である。
- f) 悪天候又は他の現象（陸路の旅程の場合は火事又は洪水、水路及び空路の旅程の場合は嵐等）の回避を考慮して経路を選択又は調整するべきである。

[…]

第 7.2.18 条

輸送手段の状況

輸送手段の設計及び維持は、動物の安全及び良好なウェルフェアを確保するべきである。

アニマルウェルフェア上の懸念

動物は、輸送手段の不適切な状況の結果として、アニマルウェルフェアのいくつかの危害要因に暴露されることがある。それには以下が含まれるが、これらに限らない。

- a) 輸送手段の不適切な設計及び維持（例：隙間の存在、波形及び階段）
- b) 輸送手段の不適切な構造（例：鋭い突出物、鋭角、オープンサイド、短いサイド）
- c) 滑りやすく、粗い床の表面
- d) 不十分なデッキの高さ
- e) コンパートメントの間の不適切な囲い及び仕切り
- f) 乗り物の不良なサスペンション
- g) 寝床の材料の欠如又は不十分
- h) 不適切な照明
- i) 不良な設計の飲水器、飲水器の不足又は他の種または齢のカテゴリ用の飲水器

j) 適切な換気及び暖房システムの欠如

動物ベースの指標

- a) 損傷又は打撲
- b) 高温ストレスの兆候（例：あえぎ呼吸、口を開けた呼吸、汗、過剰な唾液分泌又は皮膚の変色（例：豚）等の高温ストレスの兆候
- c) 低温ストレスの兆候（例：身の寄せ合い、震え、背を丸める、四肢の冷え）
- d) 滑ったり転んだりしている動物
- e) 姿勢の変化
- f) 倦怠感又は疲労の兆候（例：歩行や移動ができないこと、ふらつき、揺れ、仕切りまたは他の動物に頭を乗せていること）
- g) 転んだ後の立ち上がりの遅延
- h) 呼吸数
- i) 鼻及び目からの分泌物

推奨事項

輸送手段の設計は、輸送される動物の種、サイズ、カテゴリー及び重量に適切なものであるべきであり、以下の方法で設計、建造、維持、使用されるべきである。

- a) 動物の損傷及び苦しみを避ける。
- b) 動物の安全性を確保する、動物の逃亡や外に落ちることを防ぐ、移動のストレスを耐えることができるようにする。
- c) 悪天候状況からの保護を提供する。
- d) 輸送の間の動物の検査及びケアのために十分な照明を提供し、夜の動物の積み込み及び積下ろしの間は必要な場合には追加の照明を提供する。
- e) 旅程の間動物の検査及びケアのためのアクセスを提供する。
- f) 良好な機械及び構造の状況を確保する。
- g) 運転手及び動物取扱者がその責任を果たしている間の損傷を避ける。
- h) 乗り物は、糞便又は尿の上の段が動物の下層又は飼料及び水を汚さないよう、設計されるべきである。この条件は鶏には適用されない。

種固有の推奨事項又は輸送手段固有の推奨事項

種固有の推奨事項

反芻類、豚及び馬：

- － 段差解消機及び上層階のある乗り物では、これらの構造は、動物の積み込み又は積下ろし中に落ちたり又は逃亡したりすることを防ぐために安全柵を有しているべきである。
- － 馬はマルチデッキの乗り物で輸送されるべきではない。

鶏及びウサギ：

- － 頑丈で、安全で、破損しておらず、清潔なコンテナを使うべきである。コンテナが破損した場合は、修理または交換されるべきである。
- － コンテナの床は鳥が滑ったり、糞便が積み重なったりしないようにするべきである。

日本	分類： 明確化 論拠： この記述に基づく対応策が不明であるため、具体的な方法論まで記載すべきである。
----	--

- － 旅程の間、コンテナは動いたり、落ちたり、鳥やウサギを妨害しないよう適切に固定されるべきである。
- － 低温の天候の場合は、すべての動物、特に乗り物の後部にいる鳥（より低温に暴露される）を保護するためにサイドカバーを使用するべきである。
- － 初生ひなの場合は、乗り物は温度センサー、利用可能であれば湿度センサーも有しているべきである。

輸送手段固有の推奨事項

陸上輸送

- － 乗り物は、生きた動物の存在を示す明確なマークをつけるべきであり、野生または危険な動物の場合は特定のマークをつけることを含む。
- － 乗り物は、必要な場合はコンパートメントを分離するための可動式の仕切りを備えているべきである。仕切りは、動物の重量に耐え、損傷を防ぎ、隣り合った動物の負の相互作用を防ぐために強いものであるべきである。
- － 仕切りは、速やかで容易な作業ができるよう設計されているべきであり、動物がはさまったり、換気を損なったりしない方法で置かれるべきである。
- － 乗り物は、揺れと動物のストレスを低減するために、適切なサスペンションを有しているべきである。
- － 不良な運転又は操縦は避けるべきである。
- － 通過している不良な質の道路は、アニマルウェルフェアの結果を最小限にするよう考慮されるべきである。

日本	分類： 追加 テキスト修正案： <u>別なルートがある場合は</u> 、通過している不良な質の道路は、アニマルウェルフェアの結果を最小限にするよう考慮されるべきである。 論拠： 道路条件の悪さへの対応は、前述のサスペンションや運転を除けば代替ルートの有無に左右されるため、別なルートが存在しない状況においてまで対応を求めることは現実的ではない。
----	---

- － 適切な場合には、尿及び糞便の吸収を助け、動物の滑りを最小限にし、動物の快適さ及び休憩を促進し、悪天候状況から動物を保護するために適した、乾燥した寝床を乗り物の床に追加すべきである。
- － 乗り物は、輸送の間感染症を伝播させず、輸送手段の中の最適な状況を維持するために、容易で効果的な洗浄及び消毒ができるようになっているべきである。
- － 旅程の間、糞便及び尿の蓄積は防ぐべきである。

水上輸送

家畜の船

- － 動物が輸送されるすべての畜房又は区画は明確に識別されているべきである。
- － 各畜房の動物に利用可能な表面を含む船の間取り図は、船上で示されているべきである。
- － 畜房のレール及びデッキの強さは、輸送される動物に適切なものであるべきである。
- － 畜房の側壁は、給餌器や飲水器へのアクセスを損なうことなく、動物の逃亡を防ぐよう設計されているべきである。
- － 船は、輸送の間気候の変化及び輸送されている動物の体温調整のニーズを満たすため、船が停まっている間も、効果的な換気を有しているべきである。
- － 船のデッキは、適切な空気交換の十分な能力のある、強制換気システムを備えているべきである。

日本	分類：変更 テキスト修正案： － 船のデッキは、適切な空気交換の十分な能力のある、強制換気システムを備えているべきである。 論拠： デッキの構造（開放型、半開放型、完全閉鎖型）によっては自然換気が主要な換気手段となる場合もあるため、一律に強制換気システムの整備を求める本記載には賛同しかねる。
----	---

- － 換気システムは、各畜房の最小限の気流を保障するべきである。気流は多数の箇所監視されるべきである。
- － 故障に備えて、既存の送風機を修理するための追加的な送風機及び部品があるべきである。
- － 各デッキには、温度、湿度及び高リスク区域にはアンモニア等のガスを測定する機器があるべきである。
- － 船は、動物の種、タイプ及び数、最大の旅程の存続期間、加えて少なくとも 3 日間の予備の水供給に必要な十分な水を貯蔵または製造する能力のある水タンク及び水製造装置を備えているべきである。

日本	分類：明確化 論拠： 3 日の数値設定根拠を示されたい。
----	---

- － 動物は、各畜房で継続して淡水を提供するよう、適切で十分な数の飲水器にアクセスできるようになっているべきである。主要なポンプ装置の故障の時も水供給を確保するため、代替のポンプ装置が利用可能になっているべきである。
- － 船は、意図された旅程の最小限の毎日の飼料及び少なくとも 3 日間予備の飼料供給をカバーするのに十分な飼料を出発時から運んでいるべきである。

日本	分類： 明確化 論拠： 3 日の数値設定根拠を示されたい。
----	---

- － 尿及び糞便の吸収を助け、滑り、損傷、擦り傷、歩行交換及び糞便のコーティングを最小限にし、悪天候状況から動物を保護するため、適した寝床（わら又はおがくず等）が適切な量で船の床に追加されるべきである。
- － 寝床の材料は、家畜の衛生及びウェルフェアのリスクを低減するために適切な密度及び深さを確保するため、定期的に（少なくとも毎日）監視されるべきである。
- － 飼料及び寝床は、火事の影響要因及び海水からの保護、換気を損なわないことを確保する方法で積まれるべきである。
- － 排水システムは、すべての状況において畜房及びデッキから液体を排水するのに適切な能力であるべきである。排水パイプ及び水路は、汚水が排出されている場所から、ポンプ又は排出器によって、液体を井戸またはタンクの中に集めるべきである。主要なポンプ装置の時も排水を確保するため、代替のポンプ装置が利用可能になっているべきである。
- － 動物の畜房では、動物が給餌器及び飲水器を見ることができるよう、動物取扱者が動物の検査、世話、適切な移動をできるように、通路及び傾斜路の十分な照明が提供されるべきである。
- － 主要の電気設備の故障に備えて、緊急時の照明が利用可能であるべきであり、付き添い者が動物の適切な検査及び世話ができるように、十分な携帯用の照明が提供されるべきである。
- － 消火システムは、すべての家畜区域に適切に取り付けられているべきであり、家畜区域内の消防用機器は最新の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS)の防火、火災検知及び消火に関する基準に適合しているべきである。
- － 家畜に使われる換気、照明、淡水の供給及び製造、排水システムは、操舵室の監視、管理及び警報のシステムを備えているべきである。
- － 主要な動力源は、換気、照明、淡水の製造及び供給、排水のシステムに継続した動力を供給するのに十分であるべきである。二次的な動力源は、継続して 3 日間、主要な動力源を代替するのに十分であるべきである。
- － 船の動物の積込み及び積下ろしに使用される傾斜路は、動物の容易な取扱いを可能にし、積込み作業の間の人の保護のため、歩道を有しているべきである。
- － 動物の移動を損なわず、傾斜路の安全のために、傾斜路の傾斜への潮の干満の影響に特別な注意を払うべきである。
- － 船は、特別な注意又は処置を必要とする動物を分離するため、各デッキに十分な病畜房を有

しているべきである。

- － 船は、動物の治療及び必要な場合には第 7.6 章に従った適切な殺処分方法のため、運ばれている家畜の種及び数に十分で適切な、*動物用医薬品*及び獣医的器具を船上に有しているべきである。良好な作業状況にない器具はすべて、出発前に修理又は交換されるべきである。
- － *動物用医薬品*及び獣医的器具は、適用可能な獣医の指示及び/又は製造者の推奨事項に従って、貯蔵及び使用されるべきである。

ロールオン・ロールオフ船

- － 乗り物がフェリーに乘せられて運ばれる場合は、適切に固定する施設が存在するべきである。
- － 閉じ込められたデッキでは、船は適切な強制換気システム、警報システム及び故障に備えた適切な二次的な動力源を備えているべきである。

航空輸送

- － 生きた動物は、動物の衛生及びウェルフェアに悪影響（例：動物に痛み、苦しみ及び危害を引き起こすもの）を及ぼす他の貨物と一緒に積載するべきではない。
- － 生きた動物は、加温された又は冷凍のコンテナのすぐ近くに積載又は輸送されるべきではない。それらは、他の動物又は異なる温度要件の貨物とは分離して積載されるべきである。
- － 動物の入ったコンテナは、換気を損なわない方法で、飛行機の中に配置されるべきである。
- － 動物が輸送される貨物では、環境状況が輸送される動物の種及びタイプに適切であることを確保するべきである。

コンテナ

- － 動物が輸送されるコンテナは、生きた動物の存在を示す明確なマークをつけるべきであり、コンテナの上にもサインをつけるべきである。
- － 輸送及び取扱いの間、コンテナは直立の位置に維持されるべきである。
- － コンテナは、輸送手段の移動による転地を防ぐため、固定されるべきである。

第 7.2.19 条

中間の施設

*旅程*は、集合センター、休憩ポイント、市場、競売場、空港及び海港施設、検疫又は国境検査所などの中間施設での停止を伴うことがよくある。*旅程*の間の休憩は、動物がストレス及び輸送の関連するウェルフェアの結果から回復するのを可能にする。

アニマルウェルフェア上の懸念

動物は、以下を含むいくつかのウェルフェアの*危害要因*に暴露されることがある。

- a) 積み込み及び積下ろしの作業
- b) 動物の不適切な取扱い
- c) なじみのない及び不適切な飲水器及び給餌器の使用

- d) 不十分な休憩の間隔及び存続時間
- e) 不良な設計または維持の施設
- f) 不良なバイオセキュリティ及び病原体への暴露
- g) 異常気象への暴露
- h) 積み込み及び積下ろしの遅延
- i) 泌乳動物の場合、搾乳の間隔の延長
- j) 局所気候状況の変動
- k) 有害ガス及び過剰な騒音（例：空港の施設）への暴露
- l) 動物を安楽死させるための器具の利用可能性

日本	分類：追加 テキスト修正案： I) 動物を安楽死させるための器具 <u>が利用できない</u>の利用可能性 論拠： 本項の趣旨を踏まえると、「利用可能性（availability）」そのものよりも、必要な場合に適切な器具が利用できない状態（unavailability）を危害要因として表現する方が理解しやすいだろう。
----	--

- m) なじみのないグループ及び動物の異なるカテゴリーへの混合
- n) 新たな環境への暴露

動物ベースの指標及びその他の指標

動物ベースの指標：

- a) 損傷
- b) 苦悩を示す鳴き声
- c) 死亡率
- d) 滑っている又は転んでいる動物
- e) 過密
- f) 高温又は低温ストレスの兆候

その他の指標：

- a) 施設の不良な状況（例：鋭い又は突出した物体の存在、動物が挟まってしまう可能性のある区域、滑り止めのある床、荷卸し/積載の傾斜路）
- b) 安楽死の器具のアクセス
- c) 不適切な取扱い技術の使用（突き棒の使用、怒鳴ること、動物を叩くこと及び殴打すること）
- d) すべての動物に十分な量の飲水可能な水のアクセス
- e) すべての動物に十分な量及び適切な飼料のアクセス
- f) 環境の保護（シェルター、日よけ、風よけ、寝床、泥）
- g) 動物を取り扱う人員の訓練の証拠

推奨事項

- a) 施設は、動物の効率的な積込み及び積下ろしのために到着及び出発のスケジュールをたてること、施設に到着したすべての動物が収容できる十分な空間があることを確保することができるべきである。
- b) 動物の積込み及び積下ろしは、最小限にし、第 7.2.15 条に従って実施されるべきである。
- c) 施設は、それを使う動物の種及びカテゴリーに合わせて設計されるべきである。
- d) 施設は、施設を使う動物のニーズに合わせて、給餌、給水、関連する場合は搾乳機を提供するべきである。
- e) スタッフは、第 7.2.14 条に従って、動物を取り扱うための能力があり、訓練を受けているべきである。
- f) 施設は、第 7.2.16 条に従って、悪天候状況からの保護を確保するべきである。
- g) 施設は、異なる貨物及びカテゴリーからの動物及び生来同郷不可能な動物から分離できるようになっているべきである。
- h) すべての施設は、損傷及び閉じ込めを防ぐために、必要に応じて維持され、修理されるべきである。
- i) 施設は、すべてのタイプの動物の安楽死に適した器具または方法へのアクセスを有しているべきである。
- j) 施設は、第 7.2.11 条に従って、安全な飼料及び水へのアクセスを提供するべきである。
- k) 施設は、容易な洗浄及び消毒ができ、洗浄に必要な器具へのアクセスを有しているべきである。
- l) 施設は、疾病の拡大のリスクを低減するため、バイオセキュリティ計画を整備しているべきである。

中間施設の種固有の推奨事項

中間施設は、離乳していない動物に乳または乳代替品を定期的な間隔で給与できるようになっているべきである。

[…]

第 7.6 章

と畜以外を目的とした殺処分時のアニマルウェルフェア

日本	分類：全般 論拠： 本章作成への尽力に対し関係者へ敬意を表する。さらなるバージョンアップ、本コードの普及にあたり、改善すべき点として以下の通りコメントする。
----	---

[…]

第 7.6.3 条

動物の殺処分に関する作業の一般原則

ウェルフェア上何らかのリスクがある場合、ウェルフェアの悪化を理由とした動物を殺処分するかどうかの決定を遅らせてはならない。本章の勧告は、動物の殺処分が決定されたことを前提とし、殺処分プロセスの前と最中及び動物が死ぬまでアニマルウェルフェアの懸念事項が管理されていることを確保する必要性に対処するものである。

決定の間及び動物の殺処分の前は、動物が殺処分されるまで、適切な取扱い（特に飼料と水、温度の快適さの提供）を維持するべきである。殺処分の前に避けられない遅延がある場合には必要であれば、医療を提供するべきである。

様々なシナリオ（有害事象及び大規模な殺処分を含む。）に対応した先進的な計画では、明確に作業手順と責任を特定するべきである。

大規模な殺処分では、特定の計画及び準備が整備されているべきである。

ウェルフェアの悪化が理由であれば、動物を殺処分するかどうかの決定を遅らせてはならない。決定が遅延しないよう、決定者を事前に明確に特定するべきである。

動物の殺処分に関わるすべての人員は、研修または経験により得られた、関連する技能と能力を有するべきである。

必要に応じて、作業手順は選択された方法及び関連した作業手順は根拠に基づき、影響を受けている場所または施設の動物種及び特定の状況に適合させるべきであり、アニマルウェルフェア以外に、方法のリソースの要件コスト、効果、方法の実施スピード、作業者の安全と精神衛生、当該種に関連するバイオセキュリティと環境面に対処すべきである。

意思決定中および殺処分前は、通常の飼育、特に飼料と水の供給を殺処分時まで維持すべきである。

動物は現場で殺処分されるか、または殺処分のための場所に動かされる。動物の取り扱いと移動は最小限に抑え、以下の推奨事項に従って実施すべきである。

動物の拘束が必要な場合は、効果的な殺処分を促進するのに十分なものでなければならず、アニマルウェルフェアと作業者の安全要件に従ったものでなければならない。拘束が必要な場合は、殺処分は最小限の遅延すべきではないで行うべきである。拘束の種類とサイズは、殺処分される動物の年齢、サイズ及び種に適切なものにするべきである。群れにしたり、囲いに入れる場合は、安全で効果的な動物の殺処分を促進するための適切な器具を使用した、ストレスの少ない方法を用いるべきである。

可能な場合には、他の動物が動物の殺処分や死亡した動物を目撃しないようにするべきである。

使用される殺処分方法は、即死または死まで続く意識消失をもたらすものでなければならない。意識消失が即時でない場合は、意識消失の誘発はできる限り嫌悪感を抱かせず、回避可能な苦痛、恐怖、痛みを引き起こさないものでなければならない。バックアップの順方法が利用可能となっているべきであり、想定された時間内に最初の方法が死または意識消失に至らなかった場合に動物を即時に殺処分するために使われるべきである。

若齢動物は、潜在的苦痛を軽減するために、それらが依存する年齢が高い動物よりも先に殺処分されるべきである。

計画では動物の殺処分の順番を考慮するべきである。可能な場合には、リスクの高いまたは弱い動物を優先的に殺処分するべきであり、弱い動物には以下が含まれる。

- 症状のある疾病兆候のある動物のグループ
- 最も高いレベルの痛みまたは損傷で苦しんでいる動物
- 飼料または水を得られないにアクセスできない動物
- 住環境の悪いまたはシェルターのない動物
- 若齢または離乳していない動物は、それが依存している年上の動物の前に殺処分するべきである。
- 潜在的に危険で攻撃的な動物（雄牛、子どものいる雌豚、雄豚）
- 妊娠後期の動物または分娩中の動物
- 子宮内の動物は、羊膜腔が破裂して生存が確認される場合、母獣の後に殺処分する必要があることがべきである。

日本	分類：修辞上の修正 テキスト修正案： • <u>疾病兆候のある動物のグループ</u> • <u>最も高いレベルの痛みまたは損傷で苦しんでいる動物</u> • <u>飼料または水にアクセスできない動物</u> • <u>住環境の悪いまたはシェルターのない動物</u> • <u>若齢または離乳していない動物は、それが依存している年上の動物の前に殺処分すべきである。</u> • <u>潜在的に危険で攻撃的な動物（雄牛、子どものいる雌豚、雄豚）</u> • <u>妊娠後期の動物または分娩中の動物</u> • <u>子宮内の動物は、羊膜腔が破裂していて生存が確認される場合、母獣の後に殺処分すべきである。</u> <u>若齢または離乳していない動物は、それが依存している年上の動物の前に殺処分すべきである。</u> <u>子宮内の動物は、羊膜腔が破裂していて生存が確認される場合、母獣の後に殺処分すべきである。</u> 論拠： 想定される動物は必ずしもグループであるとは限らず、例えば第 7.6.6 条の c) では、単に「疾病兆候のある動物」と書かれている。 殺処分の順番を考慮すべき弱い動物を例示している文構成中に位置するのは不適切であり、殺処分における一般原則の 1 項目として記載する方が望ましい。
----	---

~~疾病制御の目的とバイオセキュリティ上の考慮のために、最初に感染動物、次いで接触動物、そして残りの動物を殺処分すべきである。~~

アニマルウェルフェア、作業者の安全及び精神衛生、バイオセキュリティ及び環境面に関して、一貫して効果的であることを担保するために、作業手順を継続的に監視し、是正措置をとるべきである。

大規模または疾病制御の作業手順が終了したら、採用された慣行並びにアニマルウェルフェア、作業者の安全及び福祉、バイオセキュリティ及び環境、担当人員への影響（改善のための勧告を含む。）を記述した報告セッションの実施または報告書の作成があるべきである。

[…]

第 7.6.9 条

動物の取扱い

取扱いとは、殺処分のために動物の準備をするプロセスであり、殺処分の地点まで動物を移動させることを含む。取扱い及び移動は、特に最初の住まいやグループから隔離された場合に、動物にとってストレスになりうる。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

新しい環境への暴露（例：音、照明、床、匂い）は恐怖や移動や引き返しをしたがらないことにつながることもある。設計の良くない施設や動物の不適切な取扱い（例：電気棒の不適切な使用、蹴り、棒で殴ること）、捕獲、群にすること、拘束は、苦悩、恐怖及び痛みを引き起こす。

2. 動物ベースその他の指標

- a) 滑っている、転んでいる、積み重なっている動物
- b) 振り返る又は後ろに動く、逃げようとするまたは動こうとしない動物
- c) 鳴いている動物
- d) 施設の構造にぶつかっている動物
- e) 肢を折っているまたはその他の損傷している動物
- f) 肢の骨折または損傷以外の理由によって、自分では動けない動物
- g) 人員の力の使用
- h) 電気棒取扱い補助器具の不適切な使用

3. 推奨事項

施設の設計は、動物の自然な動きを促進するものであるべきであり、可能な範囲で、人と動物の相互作用を最小限にするべきである。

床は清潔で、乾燥しており、滑りにくいものであるべきである。

通路は、よく照明されており、動物がどこに向かっているかを見えるようにするべきである。

通路の設計は、動物の停止、拒否、引き返しを生じる注意をそらすもの（例：影、床の変化、動くもの、騒がしいまたは突然の音）を最小限にするべきである。

損傷した、病気のまたは立ち上がれない動物は、即時の行動が求められ、必要な場合には、移動させることなく及び遅延なく、緊急の殺処分を行うべきである。動物は、さらなる痛みや苦しみまたは損傷を悪化させるような方法で、引きずったり、持ち上げたり、取り扱うべきではない。

人員は、穏やかで忍耐強く、優しい声及びゆっくりとした動きで動物の移動を助けるべきである。

動物は、恐怖を少なくし、他の動物についていく自然の傾向を利用するために、グループで移動させるべきである。

パネルや旗のような取扱い補助器具は、苦痛、恐怖又は痛みを生じることなく、動物の動きを促し、指示するように使うべきである。

電気棒は、日常的に使用するべきではないが、**取扱者または他の動物の安全にリスクがあり、その他の選択肢がない非常にまれな状況またはその他の方法が効果的でなく、**動物に損傷またはその他の状況がなく、動物が前に動く空間がある場合にのみ使用するべきである。

低電圧の電気棒のみを、成熟した豚及び大きな反芻動物の臀部と後ろ脚のみに使うべきであり、目、口、耳、肛門生殖器部、乳房又は腹部のような敏感な部分には使用するべきではない。そのような器具は馬、らくだ、走鳥類、羊、山羊、妊娠動物又は子牛、子豚に使用するべきではない。電撃は、動物が反応できなくなったら繰り返し使用するべきではなく、1 秒以上使ってはならない。

人力での動物の持ち上げは避けるべきである。もし必要な場合は、動物は痛みまたは苦痛及び物理的なダメージ（例：打ち身、骨折、脱臼）を生じるような方法で握られたり、持ち上げられたりするべきではない。

日本	分類：削除 テキスト修正案： 人力での動物の持ち上げは避けるべきである。もし必要な場合は、動物は痛みまたは苦痛及び物理的なダメージ（例：打ち身、骨折、脱臼）を生じるような方法で握られたり、持ち上げられたりするべきではない。 論拠： 動物への負担を考慮すれば、殺処分の準備のために人力で動物を持ち上げる必要があるケースもある。例えば家禽の場合、現行コードにおいて「捕鳥は、熟練した家畜飼養管理者が実施し、ストレス及び恐怖反応並びに損傷を最小限に抑えるよう努めるものとする。」とされている。本項も、人力かどうかによらず、不適切な取扱いを避ける一文とすることが望ましい。
----	---

動物は、滑りまたは転びによる損傷を最小限にするため、正常の歩行速度よりも速いスピードで移動させられるべきではない。

[…]

第 7.6.11 条

日本	分類：全般 論拠： 第 7.6.12 条や第 7.6.14 条など、他の条文に記載されているように、作業員の安全について本条で言及されるべきである。
----	--

銃

この方法は本章の対象となるすべての種に適用される。

発射物を発射する銃（ショットガン、ライフル、ハンドガン等）は、適切に使用すれば、一次殺処分の迅速で効果的な方法である。動物の拘束を最小限または必要とせず、適切に訓練されており、能力のある射手であれば、遠くから殺処分することができる。

銃は長距離で使うことができ、動物の頭蓋骨または首の先の軟組織を貫通することと不可逆的な震盪及び結果的に即時の死を引き起こすことを狙うことができるが、適切に訓練され、能力のある射手によってのみ使うべきである。銃は、呼吸及び心臓の損傷及び死を生じる、胸腔と心臓の貫通を狙うことができる。銃は適切に訓練され、必要に応じて免許を取得した能力のある射手によってのみ使うべきである。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

この方法は、ターゲットの動物に非致死性の傷を負わす可能性があり、ターゲット以外の動物に致死性または非致死性の傷を負わす可能性がある。これは、不適切なカートリッジ、弾丸のキャリバーまたはタイプ、不適切な射撃ポジションによって起こりうる。

2. 動物ベースその他の指標

効果的な動物ベースの指標は以下を含む。

- a) 即時の倒れ
- b) 無呼吸
- c) 胴体の外見（強直または力が抜けている）
- d) 痙攣の持続時間
- e) 眼球の動きの欠如
- f) 固定した瞳孔散大（散瞳） どんよりした表情
- g) 角膜反射の欠如

その他の指標

- a) 失敗したショット数

3. 推奨事項

この方法は本章の対象となるすべての種に適切である。

銃及び弾薬は、動物の種及び射撃の距離並びに作業者の技術と精通しているレベルに基づいて選択すべきである。動物の年齢及びサイズに応じて、適正なカートリッジ、弾丸のキャリバー及びタイプを使用すべきである。銃は適切に維持されるべきである。

~~銃は、開放された場所で興奮した動物を殺処分するのに適切である。~~

銃は、疾病の診断のために脳対象とする部分の組織を保存しようとする場合または体液の漏れがバイオセキュリティのリスクになる場合には、使用すべきではない。

銃による効果的な殺処分を確保するためには、訓練は必須である。この訓練には、射撃技術の確保、安全原則の理解、動物の解剖、動物の行動、動物の取扱、適切な組み合わせの銃と弾丸及び意図する用途にあった弾丸の使用、現場での適切な判断を確保するためのアプローチを含むべきである含まなければならない。

短距離では、射手は、正確な狙いを可能とするために、動物が動いておらず、適正なポジションにいることを確保すべきであり、距離を可能な限り短くする必要がある（ショットガンの場合は 5-50 cm）が、砲身が動物の頭や他の部分にあたらないようにするべきである。

最初の発砲で殺処分されなかった動物は、再度発砲されるか、またはバックアップの方法で即時に殺処分されるべきである。

~~この方法は、本章の対象となるすべての動物種に適している。~~

4. 種固有の推奨事項

特になし。

第 7.6.12 条

貫通性のキャプティブボルト

この方法は、馬、らくだ、牛、羊、山羊、豚、鶏、走鳥類、うさぎ及び捕獲野生動物に適用される。

この方法の目的は、機械的装置を使ったキャプティブボルトの貫通の衝撃により、意識消失状態にして、脳に著しいダメージを与えることである。キャプティブボルトは、動物の大脳皮質及び中脳を貫通するよう、頭蓋骨に位置させるべきである。ボルトの貫通による衝撃の力及び物理的ダメージにより、即時の意識消失につながる。ボルトの貫通による脳への物理的ダメージは死につながる可能性があるが、動物の死を確実にするために、ピッシング、放血または致死薬物注射といった二次殺処分方法措置をが必要になることがあり、その場合は発砲後可能な限り速やかに行うべきである。

キャプティブボルトは、圧縮した空気又は空包で稼動する銃装置からボルトが発射されるもので、引っこめられる金属のボルトが動物の頭蓋骨に発射される。ボルトは、動物の頭蓋骨を貫通するために必要な速度を得るために、銃の中に引っ込むべきである。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

拘束不足による不適切な射撃ポジション又は不適切なキャプティブボルトのパラメーター（十分な力で頭蓋骨を打撃していない）は、動物の意識消失をすることができず、意識のある状態のままになり、深刻な傷につながり、苦痛、恐怖及び痛みにつながる。

二次措置殺処分方法の適用の遅延により、死の前に意識を回復することがある。

2. 動物ベースの指標及びその他の指標

日本	分類：修辞上の修正 テキスト修正案： 2. 動物ベース及びその他の指標 論拠： 「その他の指標」は例示がないので見出しから削除してよいかもしれない。
----	--

効果的な発砲の動物ベースの指標は以下を含む。

- a) 即時の倒れ
- b) 無呼吸
- c) 強直発作
- d) 眼球の動きの欠如
- e) 角膜反射の欠如
- f) 眼瞼反射の欠如
- g) 立ち直り反射の欠如
- h) 筋緊張の消失

3. 推奨事項

この方法は、馬、らくだ、牛、羊、山羊、豚、鶏、走鳥類、うさぎ及び捕獲野生動物に適している。

カートリッジ方式及び圧縮空気方式の銃装置では、ボルトの速度、カートリッジのパワーロード及びボルトの長さは、製造者の勧告にしたがって、動物の種及びタイプに適切なものにするべきである。

キャプティブボルトの装置は、頻繁に清掃され、良好な状態に維持するべきである。効果的なスタンニング、作業者の安全、アニマルウェルフェアの向上のためには、定期的な（例：継続使用の場合は毎日）ボルト速度の確認が奨励される。

繰り返しの使用によるオーバーヒートを避けるために1丁以上の銃装置を使用することが必要になる場合があり、効果的でない発砲の場合にバックアップの銃装置が利用可能になっているべきである。

動物は拘束され、作業者は動物の頭にアクセスできることを確保するべきである。この方法は、興奮した動物には難しい。

不適切なキャプティブボルトのポジショニングは動物の痛み及び苦痛につながる、効果のないスタンニングを生じるので、適切なポジショニングが求められる。

発砲から死に至るまで、脳幹反射がないことを確実にするために、動物に基づく指標を継続的に監視するべきである。

作業者の疲労を低減するために、作業者のキャプティブボルトの適用における適切な訓練及び経験、人間工学及び作業量の状況を考慮するべきである。

疾病の診断のための脳組織を保存するの保存が必要な場合または体液の漏れがバイオセキュリティリスクになる場合は、キャプティブボルトを使用するべきではない。

動物の死を確実にするために、二次措置殺処分方法を発砲後に遅延なく行うべきである。

~~この方法は、馬、らくだ、牛、羊、山羊、豚、鶏、走鳥類、うさぎ及び捕獲野生動物に適している。~~

4. 種固有の推奨事項

キャプティブボルトのスタンニングのパラメーター（ボルトの直径、長さ、カートリッジのパワー等）を選択する際は、頭蓋骨のサイズ及び頭蓋骨の厚さを考慮するべきである。異なる動物に対して最も適切なカートリッジについて、製造者の勧告に従うことが必須である。疑義がある場合は、よりパワーのあるチャージを使うべきである。

日本	分類：変更 テキスト修正案： キャプティブボルトのパラメーター（ボルトの直径、長さ、カートリッジのパワー等）を選択する際は、頭蓋骨のサイズ及び頭蓋骨の厚さを考慮するべきである。異なる動物に対して最も適切なカートリッジについて、製造者の勧告に従うべきであることが必須である。疑義がある場合は、よりパワーのあるチャージを使うべきである。 論拠： 原則として製造者の勧告に従うことが推奨される。対応策としての出力アップは否定しないが、装置の予期せぬ挙動から作業員と動物を守るため、疑義がある場合は、製造者との対話で解決を図ることが望ましい。
----	---

大きな角のある動物は、鼻の方に向けられた向かって発射する頑丈なキャプティブボルトを使い、キャプティブボルトを後頭部に位置させてスタニングを受けるべきである。

新世界のらくだ類、角のない羊及び山羊では、あごの底に向かって狙って、王冠のポジション（頭の最高部）にデバイスを位置するべきである。

七面鳥では、脳に向かって直接狙うようにして、頭蓋骨の正中線で、頭の最も高い/広い地点に直接にデバイスを位置させるべきである。

鶏（とさかのある鶏）では、直接下を狙うようにして、とさかの後ろに直接、頭蓋骨の正中線にデバイスを位置させるべきである。

走鳥類では、短いボルトのキャプティブボルト及び鶏または兔に適切な最小のチャージを、頭の頂点で、外部の「耳」の間に引いた線の中心に適用するべきである。

[…]

第 7.6.15 条

放血

この方法は本章の対象となるすべての種に適用される。

放血は、頸部または胸部の大血管の切断によって、血圧の急激な低下とそれによる大脳虚血及び死亡につながる、動物を殺処分する方法である。ウェルフェア及びバイオセキュリティの問題から、他のオプションが利用可能な場合には望ましい方法ではない。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

放血のプロセスは、著しい組織の外傷を必要とする引き起こすため、動物が事前に意識消失となっていないと痛みを起こす可能性がある。血管切断後、意識は 20 秒又は 60 秒又は場合によってはより長い時間続くことがある。この間、動物は、恐怖、痛み及び苦痛を味わう可能性がある。

2. 動物ベースその他の指標

意識消失を示す動物ベースその他の指標は、以下のすべてを含む。

- a) 筋緊張の欠如
- b) 角膜反射及び眼瞼反射の欠如
- c) 律動的呼吸の欠如

意識消失は、死亡が確認されるまで再評価するべきである。さらに、継続的及び迅速な血流の後の放血の停止は、死亡の指標として使うことができる。

3. 推奨事項

この方法は本章の対象となるすべての種に適切である。

放血は、すでに意識消失になっていないまたは血管の切断の前に意識消失させることができる動物に対して、最後の手段としてのみ使うべきである。

日本	分類：修辞上の修正 テキスト修正案： 放血は、すでに意識消失になっているいないまたは血管の切断の前に意識消失させることができる動物に対して、最後の手段としてのみ使うべきである。 論拠： 断頭（第 7.6.18 条）において同様の修正が行われている。
----	--

4. 種固有の推奨事項

特になし。

第 7.6.16 条

致死薬物注射

この方法は、少数の犬、猫、牛、羊、山羊、豚、馬、鶏、捕獲野生動物に適しているが、すべての種に使うことができる。

致死薬物注射は、1 つ又は複数の薬物を動物に注射し、動物の即時の死亡を引き起こす手順殺処分方法である。

動物は、静脈注射によって、致死量の麻酔薬を注射され、そのまえに鎮静剤を投与されることもある。実際には、バルビツール酸塩が他の薬剤と組み合わせてよく使われる。心停止につながる中枢神経系及び脳の呼吸中枢の機能低下を引き起こすことにより、意識がある状態から意識消失までスムーズな移行及び死亡につながる。

望ましい投与経路は静脈注射であるが、いくつかのケースでは、**製造者の指示に従って他の経路（例：筋肉注射、心臓への注射または腹腔内注射）**を通じて行うこともある。

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

投与経路が不適切である場合、死亡前に意識は速やかに消失せず、痛みと恐怖、**苦痛**を起す可能性がある。

投与が**適正適切**でない場合（半致死の）、**死亡前に**意識は速やかに消失せず、**動物が死亡せず、痛み、恐怖及び苦痛**を起す可能性がある。

いくつかの薬のタイプと投与経路の組み合わせは、痛みを伴い、意識消失の動物にのみ使用するべきである。

日本	分類：削除 テキスト修正案： いくつかの薬のタイプと投与経路の組み合わせは、痛みを伴い、意識消失の動物にのみ使用するべきである。 論拠： 当該事項は「should」が用いられているので「アニマルウェルフェアの懸念」ではなく「推奨事項」に記載する方が望ましい。
----	---

迅速な投与の間、いくつかの薬は痛み、刺激及び麻痺を引き起こすことがあり、動物の意識がある間に呼吸抑制になることがある。

心臓への注射は、1回目の試みで心臓の貫通が成功しない場合は、特に痛みがある。

意識のある動物への致死薬物注射は、拘束が必要となり、苦痛を引き起こす可能性がある。

訓練及び技能の十分でない人員または疲労している人員、または適切に拘束できない気難しい動物は、効果的でない投与を引き起こす可能性があり、アニマルウェルフェアを害することがある。

2. 動物ベースその他の指標

各動物を、意識消失及び死亡を注意深く確認するべきである。

- a) 姿勢の消失
- b) 律動的呼吸の欠如
- c) 心臓の聴診心拍の欠如
- d) 角膜反射または眼瞼反射の欠如
- ~~e) 鳴き~~
- e) 固定した瞳孔散大（散瞳）
- ~~f) 眼球の動き~~
- ~~g) 脳幹反射の欠如~~

3. 推奨事項

~~この方法は本章の対象となるすべての種に適切である。~~

動物は、ストレスを最小限にするために、必要あれば、致死薬物注射の前に落ち着かされるべきであることがある。

~~致死薬物注射は、資格のある獣医師または獣医師の直接の監督の下でのみ行うべきである。~~

この方法を行う人員は、麻酔技術及び注射用の技術の訓練を受け、知識を有しているべきである。

人員は、薬剤の溢出を防ぎ、動物の種と体重に応じた適切なドーズを使うために、適切な動物の説明と静脈注射取扱い及び拘束の技術のために訓練されるべきである。

~~人員は、必要な場合には、適切な拘束のために訓練されるべきである。~~

~~静脈注射が望ましいが、特に薬剤が刺激性でない場合は、腹腔内注射または筋肉注射が適切な場合もある。~~

~~心臓への注射の経路は、事前に麻酔をかけられているかまたは非常に小さな動物に対してのみ使用すべきである。~~

個別の動物に意識または生きている兆候がないか確認し、意識があるまたは生きているが意識消失している場合は、麻酔薬の致死注射を行うことにより、二次バックアップの殺処分方法を是正措置として適用する。

致死薬物注射による動物の死体は、適切に廃棄される必要があり、使用した薬剤の無害性残留毒性があるため、人又は動物の消費用にしたり、人または動物へのリスクとなることに使われないようにする。

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>いくつかの薬のタイプと投与経路の組み合わせは、痛みを伴い、意識消失の動物にのみ使用すべきである。</u> 論拠： 上述のとおり。
----	---

4. 種固有の推奨事項

特になし。

~~この方法は、少数の犬、猫、牛、羊、豚、馬、鶏、捕獲野生動物に適しているが、すべての種に使うことができる。~~

~~牛のようないくつかの種では、効果的な注射を可能とするために、注射の前に、可能であれば拘束が必要になることがある。~~

~~静脈へのアクセスは小さなまたは若齢の動物もしくは低血圧の動物で難しく、かなりの獣医スキル及び経験を必要とする。~~

[…]

第 8.8 章

口蹄疫

[…]

第 8.8.33bis 条

FMD 汚染国からのウシ胎児血清（FBS）の輸入に関する勧告

獣医当局は、以下の項を満たす旨証明する 国際動物衛生証明書 の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該供与母畜が FMD の臨床症状を呈していなかったことが第 6.3 章に従ったと畜前及びと畜後の検査により証明されていること。
- 2~~+~~) 当該製品が以下のいずれかの処理を受けていること
 - a) 牛胎児血清の各バッチが FMDV に特異的な核酸の検出の検査で陰性の結果が得られており、その後、30 キログレイ以上でガンマ線照射がされていること
 - 2b) 牛胎児血清の FMDV を不活化することが証明されている同等の処理

日本	分類：追加および削除 テキスト修正案： 2+) <u>当該製品が牛胎児血清の各バッチが FMDV に特異的な核酸の検出の検査で陰性の結果が得られており、その後、以下のいずれかの処理を受けていること</u> a) <u>牛胎児血清の各バッチが FMDV に特異的な核酸の検出の検査で陰性の結果が得られており、その後、30 キログレイ以上でガンマ線照射がされていること</u> 2——b) <u>牛胎児血清の FMDV を不活化することが証明されている同等の処理がされていること</u> 論拠： a) と b) の間で一貫性を確保するため。
----	--

- 3) 牛胎児血清と FMDV の潜在的感染源との接触を防止するため、必要な予防措置が採取および処理後にとられたこと。

[…]

第 10.4 章

高病原性鳥インフルエンザウイルス感染症

第 10.4.1 条

総則

- 1) 本章は~~リスト~~疾病である。家きん、他の鳥及び多数の哺乳類（人を含む。）は高病原性 A 型鳥インフルエンザウイルスに感受性がある感染症について取扱う。
- 2) 陸生コードにおいては、
 - a) 高病原性鳥インフルエンザウイルス感染症は陸生マニユアルにより鳥において高病原性と決定される A 型インフルエンザウイルスの家きん（以下、動物宿主という。）への感染症と定義されるを意味する。
 - b) 高病原性鳥インフルエンザウイルス感染症の発生は以下のとおり定義される。
 - i) 高病原性鳥インフルエンザウイルスが動物宿主から分離され、同定される。
 - ii) 1 検体以上の家きん動物宿主の検体からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの特徴を持つ特異的なウイルス核酸が検出される。

日本	分類：修辞上の修正 テキスト修正案： a) 高病原性鳥インフルエンザ<u>ウイルス感染症</u>は<u>陸生マニユアルにより鳥において高病原性と決定される A 型インフルエンザウイルスの家きん（以下、動物宿主という。）への感染症と定義されるを意味する。</u> b) 高病原性鳥インフルエンザウイルス感染症の発生は<u>以下のとおり定義される。</u> i) <u>高病原性鳥インフルエンザウイルスが家きん動物宿主から分離され、同定される。</u> ii) <u>1 検体以上の家きん動物宿主の検体からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの特徴を持つ特異的なウイルス核酸が検出される。</u> 論拠： 感染の定義においてのみ「動物宿主」という用語を導入する特段の理由がない限り、日本は、解釈上の混乱を避けるため、「家きん」という用語を統一して使用することを提案する。
----	---

c) 高病原性鳥インフルエンザの flock 単位の潜伏期間は 14 日とする。

3) 本章においては、「商用家さん」とは、正式な国内貿易または国際貿易のための物品を生産する施設で育成又は飼育されている家さんのサブ個体群を指す。

日本	分類：追加 テキスト修正案： 3) 本章においては、「商用家さん」とは、<u>正式な国内貿易または国際貿易のための物品を生産する、獣医当局によって識別された施設で育成又は飼育されている家さんのサブ個体群を指す。</u> 論拠： 用語の定義と第 10.4.3bis 条の一貫性を確保するため。関連するサブ個体群は獣医当局によって明確に識別可能となっているべきである。 貿易が正式であれ非公式であれ、高病原性鳥インフルエンザウイルスの拡散リスクに対処する必要がある。
----	--

4) 診断検査及びワクチン（病原性試験を含む。）の基準は「陸生マニュアル」に規定される。

~~3.5)~~ 本章の目的は、高病原性鳥インフルエンザによりもたらされる動物及び公衆衛生へのリスクを減少させることだが、（低病原性鳥インフルエンザなどの）他の鳥由来 A 型インフルエンザウイルスも動物及び公衆衛生に負の影響を与える可能性がある。本章は、低病原性鳥インフルエンザウイルスの監視の考慮事項を含んでおり、特に H 5 亜型及び H 7 亜型は高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異する可能性があるからである。低病原性鳥インフルエンザの家さんにおける突然の予期しない病原性の増加は、第 1.1.4 条の新興感染症として通報対象である。

6) 重大な影響を及ぼしうるヒトへの自然感染が証明された低病原性インフルエンザの家畜の鳥若しくは飼育野鳥における感染及び、家さん以外の鳥（野鳥を含む）における高病原性鳥インフルエンザ A 型感染症の発生は、第 1.3.3 条に基づく通報対象である。そのような通報は、当該国または地域の高病原性鳥インフルエンザのステータスには影響せず、加盟国はそのような通報を受けても家さん物品の国際貿易の停止措置を課すべきではない。

~~4. 家さん以外の鳥（野鳥を含む）における高病原性インフルエンザ A 型ウイルス感染又は家畜の鳥及び飼育野鳥における低病原性鳥インフルエンザウイルス感染に関する通報は、国又は地域の高病原性鳥インフルエンザ清浄ステータスに影響しない。加盟国は、そのような通報又は鳥類における通報対象外のいかなるインフルエンザ A 型ウイルスの存在に関するその他の情報を得たことによる家さん物品の国際貿易の停止措置を課すべきではない。~~

~~5. 本章は、低病原性鳥インフルエンザウイルスの監視についての留意事項も含まれる。なぜな~~

~~らば、いくつかの、特に H5 又は H7 型低病原性鳥インフルエンザは高病原性に変異する潜在性があるからである。~~

- 7) 第 1.1.5 条に従って報告された、鳥の通報対象でない A 型インフルエンザウイルス又は哺乳類の高病原性 A 型インフルエンザウイルスの存在に関する情報は、当該国又は地域の高病原性鳥インフルエンザのステータスには影響せず、加盟国はそのような停止措置を受けても家さん物品の国際貿易の停止措置を課すべきではない。

日本	分類：修辞上の修正 テキスト修正案： 7) <u>第 1.1.5 条に従って報告された、鳥の通報対象でない A 型インフルエンザウイルス又は哺乳類の高病原性 A 型インフルエンザウイルスの存在に関する情報は、当該国又は地域の高病原性鳥インフルエンザのステータスには影響せず、加盟国はそのような通報停止措置を受けても家さん物品の国際貿易の停止措置を課すべきではない。</u> 論拠： 第 6 項との整合性。
----	---

- ~~6-8)~~ 高病原性鳥インフルエンザワクチンの接種は特定の条件下において推奨される。使用されるワクチンは、陸生マニュアルに記載される基準に従うべきである。第 10.4.28 条の特に第 2 項に従って実施される サーベイランスにより感染がないことが示される場合は、ワクチン接種により高病原性鳥インフルエンザの清浄国又は地域ステータスが影響を受けることはない。ワクチン接種は、スタンピングアウトのみでは防疫措置が十分でない場合に効果的な補完的管理手段となりうる。ワクチンを接種するか否かは、鳥インフルエンザの状況と獣医当局による、第 4.18 章で記載されている適切なワクチン接種戦略の遂行能力に応じて、獣医当局により決定されるべきである。

- ~~7. 診断検査（病原性試験を含む）及びワクチンの基準は、陸生マニュアルに規定される。~~

[...]

第 10.4.3 条

家さんの高病原性鳥インフルエンザ清浄の国又は地域

国又は地域は、以下の各号の場合には、家さんにおいて高病原性鳥インフルエンザ清浄であるとみなすことができる。

- 1) 高病原性鳥インフルエンザウイルス感染が国全体で通報対象であること
- 2) 高病原性鳥インフルエンザ疑いの報告を励行するために、継続的な啓発プログラムが実施さ

れていること

3) 第1.4章及び第10.4.26条から第10.4.30条に従って、サーベイランスにより高病原性鳥インフルエンザウイルス感染が当該国又は地域に過去12か月間存在しないことが示されていること。

4) 鳥インフルエンザウイルスに関するリスク、それらに対処するための特定のバイオセキュリティと管理措置に関する啓発プログラムがあること

5) 物品が第10.4.7条から第10.4.22条に従って輸入されていること

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>6) 重大な影響を及ぼしうるヒトへの自然感染が証明された低病原性インフルエンザの家畜の鳥若しくは飼育野鳥における感染及び、家さん以外の鳥（野鳥を含む）における高病原性鳥インフルエンザ A 型感染症の発生は、第 1.3.3 条に基づく通報対象であること。</u> 論拠： 第 10.4.1 条第 6 項との整合性。
----	--

サーベイランスは、歴史的若しくは地理的要因、産業構造、個体数データ、最新の発生からの距離又はワクチンの使用に応じて、当該国の一部又は既存の地域に適合させるべきである。

第 10.4.3.bis 条

商用家さんの高病原性鳥インフルエンザ清浄国又は地域

国又は地域は、第 10.4.3 条のポイント 1、2、4 及び 5 の条件を満たすとともに、過去 12 か月間に以下の各号の場合には、商用家さんが高病原性鳥インフルエンザ清浄であるとみなすことができる：

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>国又は<u>地域</u>は、第 10.4.3 条のポイント 1、2、4、<u>5</u> 及び <u>6-5</u> の条件を満たすとともに、過去 12 か月間に以下の各号の場合には、商用家さんが高病原性鳥インフルエンザ清浄であるとみなすことができる：</u> 論拠： 第 10.4.1 条第 6 項との整合性。
----	--

1) 第 1.4 章及び第 10.4.26 条から第 10.4.30 条に従ったサーベイランスに基づき、国又は地域において商用家きんで高病原性鳥インフルエンザ感染症の発生がないことが証明されている。

2) 国又は地域の商用家きんがバイオセキュリティにより効果的に他の鳥（商用家きん以外の家きん、野鳥）から分離されており、効果的に実施され、監督されている。

日本	分類：変更 テキスト修正案： <u>2) 国又は地域の商用家きんがバイオセキュリティにより効果的に商用家きん以外の鳥他の鳥（商用家きん以外の家きん、野鳥）から分離されており、効果的に実施され、監督されている。</u> 論拠： 効果的なバイオセキュリティを確保するため、隔離要件の範囲を拡大。商用家きんについては、商用家きん以外の家きん、野鳥に加えて、家きん以外の飼養鳥類からも隔離されるべき。
----	---

3) 獣医当局はすべての商用家きんの施設の分布について最新の知識を有している。

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>3) 獣医当局は登録又は同等の識別に基づき、すべての商用家きんの施設の分布について最新の知識を有している。</u> 論拠： 効果的なサーベイランス、疾病発生への迅速な対応およびバイオセキュリティ措置の全体的な完全性の確保のために必須であることから、すべての商用家きん施設が体系的に記録され、獣医当局によって追跡可能となっていることを確保するため。
----	--

4) 商用家きん以外の家きんで高病原性鳥インフルエンザウイルスが発生した場合

a) 獣医当局が疫学調査を行い、商用家きんとの直接又は間接の接触がない又は商用家きんへの暴露の可能性が無視できると結論づける。

日本	分類：追加/削除 テキスト修正案： <u>a) 獣医当局が疫学調査を行い、商用家さんとの直接又は間接の接触がない、かつ、又は商用家さんへの暴露の可能性が無視できると結論づける。</u> 論拠： これにより、第2項との整合性を踏まえ、商用家さんが、商用家さん以外の家さんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生から効果的に隔離されていることについて、より高い信頼性を確保可能。
----	--

b) 商用家さん以外の家さんでの高病原性鳥インフルエンザのすべての発生に対してスタンピングアウト政策が適用されている。

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>4) 家さん以外の飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスが発生した場合、獣医当局が疫学調査を行い、商用家さんとの直接又は間接の接触がない、かつ、商用家さんへの暴露の可能性が無視できると結論づける。</u> 論拠： これにより、第2項との整合性を踏まえ、商用家さんが、家さん以外の飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生から効果的に隔離されていることについて、より高い信頼性を確保可能。
----	---

[…]

第 10.4.6 条

家さん又は商用家さんの清浄ステータスの回復

清浄であった国又は地域において家さんにおける高病原性鳥インフルエンザウイルス感染があった場合、スタンピングアウト政策による措置が完了（すなわち、最後に発生があった施設の消毒後）してから少なくとも 28 日間（すなわち、ブロックレベルの潜伏期間の 2 倍）が経過し、第 10.4.26 条から第 10.4.30 条、特に第 10.4.28 条のポイント 3 に基づくサーベイランスもまたその間に実施され、感染のないことが証明された場合は、清浄ステータスを再取得することができる。

日本	分類：追加 テキスト修正案： 清浄であった国又は<u>地域</u>において家さん<u>または商用家さん</u>における高病原性鳥インフルエンザウイルス感染があった場合、スタンピングアウト政策による措置が完了（すなわち、最後に発生があった施設の消毒後）してから少なくとも 28 日間（すなわち、フロックレベルの潜伏期間の 2 倍）が経過し、第 10.4.26 条から第 10.4.30 条、特に第 10.4.28 条のポイント 3 に基づくサーベイランスも<u>また</u>その間に実施され、感染のないことが証明された場合は、清浄ステータスを再取得することができる。 論拠： 本条の題名に合わせるため。
----	---

スタンピングアウト政策がとられない場合は第 10.4.3 条又は第 10.4.3.bis 条が適用される。

[...]

第 11.9 章

ランピースキン病

第 11.9.1 条

一般規定

ランピースキン病(~~LSD~~) ウイルス (LSDV) はカプリポックスウイルス属に属し、感受性動物は、~~ウシ(*Bos indicus* および *B. taurus*)、水牛(*Bubalus bubalis*) および特定の野生反芻動物である。~~に感染しうるが、それらの野生反芻動物は疫学的には重要な役割を果たしていない。

陸生コードでは、ランピースキン病 (LSD) はウシ (以下「動物宿主」いう) と水牛のランピースキン病ウイルス(~~LSDV~~) 感染と定義されている。

以下は、LSDV 感染の発生を定義するものである：

- 1) ウシまたは水牛動物宿主の検体から LSDV が分離された場合；または
- 2) ワクチン株を除く、LSDV-カプリポックスウイルスに特異的な抗原または LSDV に特異的な核酸が、LSD と一致する臨床症状を示す、または疑似もしくは確定 症例と疫学的に関連がある、または 以前に LSDV への曝露と関連していたもしくは接触した疑いのある、ウシまたは水牛動物宿主の検体から同定された場合；または
- 3) ワクチン接種によるものではない LSDV-カプリポックスウイルスに特異的な抗体が、LSDV と一致する臨床症状を示す、または疑似もしくは確定 症例と疫学的に関連がある、ウシまたは水牛動物宿主の検体から検出された場合。

陸生コードでは、LSD の潜伏期間は 28 日とする。

診断検査、およびワクチンおよび疫学情報の基準は、「陸生マニュアル」に規定される。

第 11.9.2 条

安全物品

以下の物品の輸入または経由を許可する場合、獣医当局は、輸出国の動物集団のステータスにかかわらず、LSD に関連するいかなる条件も要求してはならない：

- 1) 超高温加熱殺菌 (UHT) 乳及びその乳製品

日本	分類：追加 テキスト修正案： <u>1) 低温殺菌乳、超高温加熱殺菌（UHT）乳、同等の性能を有する管理手段の組み合わせが適用された乳およびその乳製品</u> 論拠： 2026 年 2 月のコード委員会の報告書によれば、乳の低温殺菌および超高温処理（UHT 処理）は、乳中に存在し得る生存可能なランピースキン病ウイルスを不活化することが実証されていることから、低温殺菌乳および超高温処理乳並びにそれらの製品を安全物品のリストに追加することとされた。また、日本は、同等性の観点から、これらと同等の効果を有する管理手段の組み合わせが適用された乳およびその乳製品についても追加することを提案する。
----	--

1-2) 承認されたと畜場/食肉処理場でと殺され、第 6.3 章に従った生前及び死後検査で良好な結果であった動物の骨格筋

3) 密閉容器中で F 値 3 以上を満たす加熱肉製品

2-4) ケーシング

3-5) ゼラチンおよびコラーゲン

4-6) 獣脂精製脂

5-7) 加工された蹄および角

6-8) 押出成形された乾燥ペットフード

7-9) 蛋白粉

第 11.9.3 条

LSD 清浄国または地域

国または地域は、LSDV の感染が国全体で通報対象であり、ウシおよび水牛ならびにそれらの商品の輸入が本章に従って行われ、かつ以下に該当する場合、LSD 清浄であるとみなすことができる：

1) 少なくとも過去 2 年間 LSD は国全体で通報対象疾病となっている；

2) 感染を防ぐための適切なバイオセキュリティおよび衛生対策が実施されている；特に、当該国または地域への関連物品の輸入または移動が、本章または第 2.1 章「輸入リスク分析」を含む陸生コードの他の関連章に従って実施されている；

3) および以下のいずれか：

a) 当該国または地域が第 1.4.6 条のポイント 2b) に記載されているように歴史的に自由である。
または

b) i) 少なくとも 2 年間、当該国または地域で対象とする個体群での撲滅を目的としたワクチン接種プログラムが第 4.18 章に従って適用されている。

ii) 当該国または地域でワクチン接種が禁止されており、第 11.9.15 条に従った臨床的、ウイルス学および血清学的サーベイランスプログラムによりワクチン接種の中止後 18 か月間発生がないことが証明されている、または

iii) 当該国または地域でワクチン接種が禁止されており、第 11.9.15 条に従ったアクティブ臨床的サーベイランスプログラムによりワクチン接種の中止後 30 か月間発生がないことが証明されている。

日本	分類：追加及び削除 テキスト修正案： <u>3) および以下のいずれか:</u> a) 当該国または地域が第 1.4.6 条のポイント 2b) に記載されているように歴史的に自由である。または b) i) 少なくとも 2 年間、当該国または地域で対象とする個体群での撲滅を目的としたワクチン接種プログラムが第 4.18 章に従って適用されてい る。おり、以下のいずれか： ii i) 当該国または地域でワクチン接種が禁止されており、第 11.9.15 条に従った臨床的、ウイルス学および血清学的サーベイランスプログラムによりワクチン接種の中止後 18 か月間発生がないことが証明されている、または iii ii) 当該国または地域でワクチン接種が禁止されており、第 11.9.15 条に従ったアクティブ臨床的サーベイランスプログラムによりワクチン接種の中止後 30 か月間発生がないことが証明されている。 論拠： 対象とする個体群での撲滅を目的としたワクチン接種プログラムを少なくとも 2 年間適用すること (3) の b) の ii)) は、3) の b) の ii) および iii) の双方に対する前提条件と考えられる。
----	---

少なくとも 3 年間、当該国または地域でワクチン接種が禁止されており、第 11.9.15 条に従って臨床サーベイランスプログラムが実施されている。LSDV 感染の発生がないことが証明されている;または

~~c) 少なくとも2年間、当該国または地域においてワクチン接種が禁止されており、第11.9.15条に従って臨床的、ウイルス学的および血清学的サーベイランスプログラムが実施されている。LSDV 感染の発生がないことが証明されている。~~

ステータスを維持するため、LSD 清浄国又は地域は、以下を行うべきである。

1) 上記のポイント2) の a) 及び b) を満たし、ワクチン接種の禁止を続ける。

2) 第 11.9.15 条に従ってサーベイランスを行う。

日本	分類：修辞上の修正 テキスト修正案： <u>ステータスを維持するため、LSD 清浄国又は地域は、以下を行うべきである。</u> <u>1) 上記のポイント2) および3) の a) 及び b) を満たし、ワクチン接種の禁止を続ける。</u> <u>2) 第 11.9.15 条に従ってサーベイランスを行う。</u> 論拠： 本条では、2) の a) と b) は存在しないため。
----	--

LSD 感染国または地域に隣接する清浄国または地域は、第 11.9.15 条に従ってサーベイランスが実施される地域を含めるべきである。

~~LSD 清浄国または地域は、血清陽性またはワクチン接種を受けた、ウシ、水牛またはそれらの物品が本章に従って導入された場合、その清浄性ステータスを喪失することはない。~~

[...]